

(案)

新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)
令和2年度～令和6年度(素案)に関する
「パブリック・コメントの意見要旨と区の考え方」
「地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨」

(検討資料)

令和2(2020)年3月

新 宿 区

目 次

1	パブリック・コメント等の実施結果の概要	1
2	パブリック・コメントの意見要旨と区の考え方	3
3	地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨	22

1 パブリック・コメント等の実施結果の概要

(1) パブリック・コメント

① 実施期間

令和元年 11 月 15 日～12 月 16 日

② 意見提出者及び意見数

意見提出者 41 名・5 団体

意見数 107 件

③ 意見項目の内訳

No.	意見項目	意見	No.	意見項目	意見数
1	全般	9 件	11	放課後の子どもの居場所	34 件
2	子どもの権利・虐待・いじめ	13 件	12	配慮を要する子ども・家庭	1 件
3	学校教育	5 件	13	ワーク・ライフ・バランス	0 件
4	遊び・体験・食	8 件	14	安心な子育て環境	3 件
5	若者支援	2 件	15	教育・保育提供区域	0 件
6	国際社会	2 件	16	量の見込み	6 件
7	親と子の健康・発達	9 件	17	区民参加	0 件
8	子育て支援施設・サービス	4 件	18	区役所への要望	0 件
9	経済的支援・子どもの貧困問題	2 件	19	その他	1 件
10	就学前の教育・保育	8 件		計	107 件

④ 計画への反映等

A	意見を計画に反映する	13 件
B	意見の趣旨は計画に取込み済	9 件
C	意見の趣旨に沿って取組む	11 件
D	今後の取組みの参考とする	11 件
E	意見として伺う	48 件
F	質問に回答する	15 件
	計	107 件

⑤ 提出方法

ホームページ	38件
持参	2件
ファックス	4件
郵送	0件
地域説明会会場	2件
計	46件

(2) 地域説明会

① 実施期間

令和元年 11月15日～12月10日(地域センター全10所で実施)

② 出席者及び意見数

出席者 68名

意見数 126件

③ 意見項目の内訳

No.	意見項目	意見	No.	意見項目	意見数
1	全般	17件	11	放課後の子どもの居場所	11件
2	子どもの権利・虐待・いじめ	11件	12	配慮を要する子ども・家庭	6件
3	学校教育	15件	13	ワーク・ライフ・バランス	1件
4	遊び・体験・食	12件	14	安心な子育て環境	15件
5	若者支援	0件	15	教育・保育提供区域	4件
6	国際社会	3件	16	量の見込み	10件
7	親と子の健康・発達	3件	17	区民参加	0件
8	子育て支援施設・サービス	5件	18	区役所への要望	0件
9	経済的支援・子どもの貧困問題	2件	19	その他	4件
10	就学前の教育・保育	7件		計	126件

④ 計画への反映等

A	意見を計画に反映する	3件
B	意見の趣旨は計画に取込み済	22件
C	意見の趣旨に沿って取組む	10件
D	今後の取組みの参考とする	23件
E	意見として伺う	12件
F	質問に回答する	56件
	計	126件

2 パブリック・コメントの意見要旨と区の考え方

(1) 計画全体について

No.	意見等の要旨	区の考え方
1	<p>「施策の体系」について、現行計画では「目標1」から「目標5」までの5つの柱で目標を立てていたが、「素案」では「目標5 社会の一員として自分らしく生きられる環境づくりを推進します」という目標が削除され、「目標5」の内容は「素案」の「目標3」の中に「6. 子育てのためのワーク・ライフ・バランスの推進」へ移行するとの説明だ。しかし、現行「目標5」は「1. ワーク・ライフ・バランスが実現できる取組みの推進、2. 男女がともに自分らしく生きるために、3. 若者支援の総合的な推進」とあり、「1」は移行されても「2」「3」は項目が消えることになり、男女共同参画をはじめとするジェンダー平等の理念や、若者支援という区政における重要課題が計画から排除されることになり、新宿区がジェンダー平等や若者支援には消極的であるという発信をすることになってしまう。よって、「目標5」は3項とも残すべきである。少なくとも、若者支援は「目標1」に移行した部分もあるが、施策項目として消えてしまった「2. 男女がともに自分らしく生きるために」は項目として立てるべきで、その表現もLGBTQも含めて表すため「2. 性別にかかわらずだれもが自分らしく生きるために」という言葉にかえるべきである。</p>	<p>本計画では、子ども・子育て支援に重点をおいた計画とするため現行計画の目標5を再編しています。現行計画の目標5-1「ワーク・ライフ・バランスが実現できる取組みの推進」は、子育て支援という側面を重視し「子育てのためのワーク・ライフ・バランスの推進」として素案目標3-6に移しています。現行計画の目標5-2「男女がともに自分らしく生きるために」は、子育て支援に関する項目を素案目標3-6「子育てのためのワーク・ライフ・バランスの推進」の中に取り込んでいます。なお、本計画に含まない男女共同参画に関する区の取組みは、「新宿区第三次男女共同参画推進計画」に位置付けるなど、関連する計画間で整理を行っています。現行計画の目標5-3「若者支援の総合的な推進」は、自立した若者として成長するためには、幼少期からの切れ目のない支援が重要であるという視点から、素案目標1-4「子どもから若者までの切れ目のない支援に向けて」に移しています。</p>

(2) 第1章「計画の基本的な考え方」について

2	<p>計画の位置付けにある新宿区子ども・子育て支援計画は「法定計画」か。地域説明会のとき配布された要約版には明記されている。素案の概要版と本編には明記されていないので明記した方がよい。</p>	B	<p>素案の概要版及び本編では、より詳細に「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画であると明記し、法定計画であることを説明しています。</p>
3	<p>計画の位置付けの所に「子ども・子育て支援法」第2条（基本理念）を踏まえ、とあるが、基本理念について説明してほしい。また、巻末の参考資料に「子ども・子育て支援法」第2条（基本理念）の条文を掲載してほしい。</p>	A	<p>ご指摘のとおり条文を掲載します。</p>
4	<p>計画の位置付けの所に、子ども子育て支援給付に係るとあるが、子ども・子育て支援給付について説明してほしい。また、本編の中に記載があれば紹介してほしい。</p>	B	<p>子ども・子育て支援給付については、素案のP118以降において、子ども・子育て支援新制度の概要の中で説明しています。</p>
5	<p>計画の位置付け及び計画期間等のところにある計画等の体系フロー図はわかりやすい。名称が「新宿区次世代育成支援計画」から「新宿区子ども・子育て支援事業計画」に変更になるのは仕方がないが、各出張所・区立図書館で棚などに配架される際には、配慮してほしい。計画の継承の所で、第三期までの「新宿区次世代育成支援計画」を継承し、と明記されていることは大切な視点だ。</p>	D	<p>図書館等に送付する際に、「新宿区次世代育成支援計画(第三期)」・「新宿区子ども・子育て支援事業計画」の次期計画が「新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)」であることを明らかにして、区民に分かりやすく配架してもらうようにします。</p>
6	<p>計画の基本的な考え方の5計画策定体制と点検・評価等(1)計画策定体制のところ、区民・学識経験者・地域団体・子ども子育て関連事業者からなる「新宿区子ども・子育て会議」とあり、図では子ども・子育て会議の構成員は、学識経験者3名、公募区民4名、子ども・子育て支援に関する者等7名 計14名とあるが、本文中の区民とは公募区民4名のことなのか。子ども・子育て支援に関する者等7名とは、地域団体・子ども子育て関連事業者のことなのか。</p>	A	<p>ご指摘のとおり分かり易い表現に修正します。なお、本文中の区民とは、公募により委員に就任して頂いた区民のことです。また、子ども・子育て支援に関する者等7名とは、地域活動団体の構成員2名及び子ども子育て支援関連事業者5名のことです。</p>

No.	意見等の要旨	区の方考
7	計画の基本的な考え方(5)計画策定体制と点検・評価等(4)点検・評価のところ、さらに、施策をより効果的に推進するために、[1]新宿区次世代育成支援協議会及び[2]新宿区子ども・子育て会議において、とあるが、[1]と[2]の各々の役割分担が知りたい。 なお、各会議の資料や議事録は、区公式ホームページに掲載しています。とあることはよいことだと思う。	F 新宿区次世代育成協議会は、新宿区子ども・子育て会議の所掌事務に該当するものを除く、次世代育成施策に関する重要事項及び次世代育成施策の推進に必要な事項全般を所掌する区長の附属機関です。また、新宿区子ども・子育て会議は、特定教育・保育施設の利用定員の設定、特定地域型保育事業の利用定員の設定や子ども・子育て支援事業計画についての意見を聞くための区長の附属機関です。
8	6計画全体の構成(2)基本目標の〈数値目標〉のところ目標(令和6年度)とある。4計画策定のための調査の実施のところにある「新宿区次世代育成支援に関する調査」を今回同様に、令和5年度に実施して、区の調査結果が目標に達成するかどうかと考えてよいのか。三期計画にあるような次の文を追加した方がわかりやすい。 ▷本計画の最終年度である令和6年度には、「子育てしやすいまちだと思える人」の割合を就学前児童保護者は65.0%、小学校関係者も65.0%にすることを目標とします。	E 〈数値目標〉は、本計画の最終年度である令和6年度の目標として記載していますが、実際に調査を実施するのは令和5年度です。なお、目標年度と目標計画は明記されているため追加の表現はいたしません。
9	6計画全体の構成(2)基本目標の数値目標設定の考え方(3)の説明には「この割合について、第三期の目標数値」とある。第三期計画とは2計画の位置付け及び計画期間等のところにある計画等の体系フロー図にある「新宿区次世代育成支援計画(第三期)」(平成27年度～令和元年度)のことと考えてよいのか。たしかに(1)計画の位置付けには第三期までの「新宿区次世代育成支援計画」を継承し、とはあるが、それを(以下「第三期計画」という)としても混同するだろうし、丁寧なわかりやすい記載をお願いします。	A 第三期計画とは、体系フロー図にある「新宿区次世代育成支援計画(第三期)」(平成27年度～令和元年度)のことです。表現については、分かりやすくするために「前計画」とします。
10	小学校の学級名簿が、今時、男児が先で女児が後になっていたが、区内の小学校全てがそうなのか。男女平等が当たり前なのに、混合名簿にしていけないのは不自然だと思う。	E 教育委員会では、人権尊重の観点から、今年度から男女混合名簿を使用することを基本としています。ただし、健康診断等男女別に管理が必要な場合などは、事務的に男女別名簿を使用する場合があります。今後も、人権尊重の観点から、名簿の使用を含めて十分配慮されるよう、各学校に指導を徹底してまいります。

(3) 第2章 目標1「未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます」について

11	現行計画では「目標1-1-②すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利」という施策項目があったが、「素案」では消されている。「すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利」は「子どもの権利条約」や「新宿区自治基本条例」の理念でもある。当然のことだから書かなくても良いのではなく、当然だからこそ項目として掲げるべきである。 説明会では、「目標1-1」に「②虐待から子どもを守るための取組み」「③子どものいじめ防止や不登校対策等の取組み」を新規施策として加えたとの説明だが、現行計画ではもともと「1-1-②すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利」の施策項目の中に具体的な取組みとして書かれていたが、虐待やいじめといった今日的課題を施策項目に引き上げることについては歓迎する。しかし、「すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利」は、虐待やいじめだけではなくもっと広い意味があるので、この2つの新規項目を立てたからと言って、子どもの権利を項目上消してしまうことは不適切であり、項目を残した上でさらにその内容を充実させることが必要と考える。	B 現行計画の目標1-1-②「すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利」は、素案では、跡を絶たない児童虐待事件や児童相談所の開設に向けた区の実施を踏まえ、目標1-1-②「虐待から子どもを守るための取組み」と目標1-1-③「子どものいじめ防止や不登校対策等の取組み」に分け、内容を充実して記載しています。子どもの権利は、虐待やいじめを受けないことのほか、子どもの権利全般については目標1-1-①「全ての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利」において、子どもが自分を大切に大切にされる意識や他者への理解、思いやりの心を育てるほか、自らの意見を表明する機会の保障などの具体的な取組みの方向とともに、重要性の高いものと捉えて記載しています。
----	--	--

No.	意見等の要旨	区の考え方
12	<p>幼児期から義務教育終了までの人権教育の中に性教育と命の教育の一体化した全人教育の取り組みを推進してほしい。</p> <p>SNS等を通じて、小学校中学年頃から氾濫している誤った性情報にさらされており、被害にあわないための予防策が必要である。それには、子どもたち自身が正しい情報を選択できる知識が必要である。自分の体と身近な大人との体の違いに気づき始める3歳ごろからの幼児教育・保育から義務教育終了までに、自分の体の部位の名称や部位の役割、自分の体を大切にすることが命を守ることに繋がる。それぞれの年齢の発達や理解力に応じた教育（子どもの権利条約の学習、命の学習、正しい性知識の学習）を行うことで、いじめや自殺、低年齢化する性被害から自分を守り生きる力に繋がる。</p>	<p>E</p> <p>発達や発育、性差や感染症の予防に係る学習は、小学校の体育科保健領域、中学校の保健体育科保健分野の授業の中で、学習指導要領に基づき指導しています。一部の中学校では、医師等の協力を得て、性に関する教育を進めています。また、道徳の時間を要として、すべての教育活動を通して人権教育を進め、児童・生徒が自他の命を大切にすることを養っています。今後も、児童・生徒の発達や状況に応じて、家庭の理解を得ながら、各学校における指導を進めていきます。</p>
13	<p>欧米では、幼児期から人権教育＝性教育＝命の教育と位置付けて教育カリキュラムの中で取り組んでいる。しかし、日本では、2000年以降、学校教育の中でタブー視され、親自身が子どもの素朴な質問や性の目覚めに向き合えきれないでいる。教育支援課の家庭教育の推進プログラムや保健センターのプログラム、男女共同参画推進センターの教育プログラムの中に、積極的に取り組んでほしい。</p>	<p>E</p> <p>男女共同参画推進センターでは、小学校高学年向けに男女共同参画に関する啓発誌を配布し、若年層に向けた男女共同参画に関する意識啓発を行っています。令和2年度は中学生向けの啓発誌も配布する予定です。また、区民等には、様々なテーマで講座を実施しており、性に関する講座は年2回開催しています。その他、ホームページや男女共同参画啓発誌（ウィズ新宿）を通じた意識啓発を行っており、これらの事業は、第三次男女共同参画推進計画で位置づけております。</p> <p>加えて、保健予防課・保健センターでは、小学校や中学校に保健師が出向き、命についてや体のこと、感染症などをテーマに健康教育を行っています。</p>
14	<p>人権教育で指定校を選定していく方向と捉えたが、そもそも全校で取り組み、そこでの共有こそ意味が生まれてくると思う。代表者だけが学び、リーフレットの配布で深まるとは思えない。いじめ、虐待問題の根本は人権の感覚をしっかり学んでいくことから始まる。一番力を入れて取り組んでほしい。子ども達が教室の中で話題にできる環境を作ってもらいたい。例として、基本的人権の憲法条項を鉛筆に印字し小・中学生に配布しつつでも目に入るようにする。</p>	<p>E</p> <p>人権教育は、すべての区立学校で取り組んでいます。指定校を選定するのは、指定校での取り組みの成果を全区立学校が共有し、人権教育を一層推進していくためのものです。憲法を鉛筆に印刷して配布することは計画していませんが、児童・生徒の発達段階を踏まえ、教科等の中で適切に指導できるようにしてまいります。</p>
15	<p>「目標1-1」で「子どもの権利を守る」という項目を立て、具体的施策として子どもからの相談を受ける体制の充実強化として「SNSを利用した相談」を具体化すべきである。いじめ防止や不登校対策として「新宿子どもほっとライン」があげられているが、相談はそれだけではなく虐待や自殺防止も含めて、子どもの権利を守るための電話やSNSでの相談体制が必要なので、「子どもの権利を守る」という項目が必要である。また、外国籍児童を中心とする不登校問題の解決に取り組むことは、全ての子どもに教育を受ける権利を保障していく上で、避けて通れない課題である。現行計画にも「素案」にも日本語サポートなど学校に求めている子ども家庭への支援は書かれているが、不登校の問題は最近になってクローズアップされてきた課題なので、今回の「素案」にも明記することが必要である。</p>	<p>C</p> <p>「子どもの権利を守る」ための取組みの一つとして、「子どものいじめ防止や不登校対策等の取組み」を施策体系の一つの項目としています。相談体制としては、「新宿子どもほっとライン」以外にも教育センター内教育相談室での電話相談や面接相談を実施するとともに、区民意見システムを活用した「子どもなやみそつだん」でインターネットを通じた相談も受け付けています。また、東京都が実施している24時間電話相談や、心配事をLINEで相談できる「相談ほっとLINE@東京」についても、各学校への周知を行っています。</p> <p>外国籍の学齢児童生徒に対しては、区立学校への就学機会の確保に向け、多言語による入学案内をお送りしています。</p> <p>今後、就学先不明の外国籍児童生徒についても、個別郵送による就学先調査により就学状況を把握し、不登学の外国籍児童生徒の就学につなげていきます。</p>
16	<p>目標1-1-②虐待から子どもを守るための取組みの現状と課題、(1)子どもの人権を守るために関係機関の連携のところで「新宿区子ども家庭若者サポートネットワーク」について、新宿区教育ビジョンを参考に、三期計画p17にある組織図を記載したらどうか。</p>	<p>A</p> <p>ご意見を踏まえて、計画に反映します。</p>
17	<p>P28①相談とネットワークの充実の中に「～気軽に相談できる仕組み～」と記載してあるが、今「虐待」が見えない社会になっており問題が深刻になっている。もっとデリケートに表現すべきだ。</p>	<p>A</p> <p>ご意見を踏まえて、計画に反映します。</p>

No.	意見等の要旨	区の方考え方
18	(2) 虐待発生予防の取組の所にある「今後も引き続き、多様な育児支援・養育支援事業を提供するとともに、相談員が」となっている。この相談員は、子ども総合センターの相談員と考えてよいか。もしそうなら、子ども総合センターの相談員と明記してほしい。また、三期計画p18にあるようなトピック的に「子どもの虐待の4つの類型」を記載したらどうか。	A ご意見を踏まえて、計画に反映します。
19	「目標1-1-③」の不登校対策では、単に「学校復帰」を目標にするのではなく、たとえ学校に行けなかったとしても学ぶ権利が保障されることが大事で、フリースクールとの連携も含めて区教育委員会が子どもの多様な居場所をつくっていくことを明記すべきである。	A ご意見を踏まえて、計画に反映します。
20	目標1-1-③子どものいじめ防止や不登校対策等の取組の主な事業①-3学校問題支援室の運営の事業の概要のところにある[1]「学校問題サポート専門員」について、どのような人が説明してほしい。 [2] 不登校対策と関係する「学校問題支援室」と、フリースクールとの関係を説明してほしい。	F 「学校問題サポート専門員」は、学校問題支援室に配置され、いじめや不登校、その他問題行動等についての情報を整理するなどの業務に従事する東京都内の公立学校の校長・副校長経験者です。 「学校問題支援室」とフリースクールについては、現在、直接連携をするなどの関係はなく、学校とフリースクールの連携の状況について学校から報告を受けている状況ですが、今後多様な教育機会を確保できるよう、直接連携を図ることを検討しています。
21	①いじめ防止や不登校対策等の取組の充実のところや主な事業、①-5児童・生徒の不登校対策の事業の概要と現況のところにある「家庭と子どもの支援員」について、どのような人で、何人ぐらいか説明してほしい。また、注釈で説明してほしい。	F 「家庭と子どもの支援員」は、元教員、青少年育成委員、学生ボランティア、地域協働学校運営協議会委員で担っており、区立小中学校5校にそれぞれ2名程度配置しています。
22	①-5児童・生徒の不登校対策の目標のところにある不登校出現率と学校復帰率の説明を新宿区第一次実行計画 平成30(2018)年度～平成32(2020)年度の(4)計画事業の主な指標 25一人ひとりの子どもが豊かな学べる教育の推進 ④児童・生徒の不登校のところにあるのと同様に定義を記載してほしい。	A 「不登校出現率」及び「学校復帰率」の注釈を追記します。
23	公立の中高一貫校を作してほしい。先の高校まで見据えた事業を充実してほしい。区立九段中学校(公立中高一貫校)のような学校を新宿区にも作って頂きたい。	E 新宿区教育委員会は、区立幼稚園・小学校・中学校を所管しており、高等学校や中等教育学校については基本的に東京都教育委員会が所管しています。 千代田区立九段中等教育学校は、千代田区が区立中学校の再編に合わせて東京都から都立九段高等学校を譲り受け、区立中高一貫校を設置したものです。 区では、現在、公立の中高一貫校の設置は計画していません。
24	学校へ様々な補助員を派遣する制度等があるが、必要なところにきちんと行き届いているのか、とにかく現状をしっかりと把握してほしい。各学校で、特色を持つことは良いことだと思うが、質の担保といったところでは、区内の公立学校ではある程度は公平であるべきと思う。(例えば、部活動の有無、小学校の金管バンドの有無、授業内容や行事の差など。)	E 「目標1-2-① 質の高い学校教育の推進」の「①-1 学校サポート体制の充実」や「①-2 学校評価の充実」における取組みにより、各学校の教育の充実を図っています。区立学校においては毎年度、教育課程を編成し、学習指導要領に基づいた教育活動を適切かつ効果的に実施しています。学校の取組みに対しては、学識経験者等による第三者評価を実施し、教育委員会では、評価で出された指摘等の改善状況を確認し、指導・助言を行うことで、良好な教育環境の確保を図るとともに、確かな学力を育む学校教育の充実に取り組んでいます。 さらに、現在、全区立小・中学校では、子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、各学校の特長や地域性を活かした特色のある教育活動を地域との連携等により実施しています。 なお、中学校における部活動は、生徒のニーズに基づき設置しているものであり、各学校によって活動内容は異なるものです。今後も生徒のニーズに応じた部活動が実施できるよう、教育委員会では指導者等の外部人材の確保等の支援を行ってまいります。

No.	意見等の要旨	区の方考
25	目標1-2-①質の高い学校教育の推進の取組みの方向③地域との連携・協働による教育の推進のところで「各校の地域協働学校運営協議会の取組みを支援し、協働内容の更なる充実を図ります。」とあり、「さらに、地域との連絡会を実施し、地域協働学校の取組みを積極的に周知して」とある。教育委員会が取組みを支援したり、積極的に周知したりする具体的な方法を教えてほしい。	F 地域協働学校の活動を支援していくため、教育委員会では、地域協働学校の仕組みを周知するリーフレットを作成し、様々な機会を捉えて広く地域の方へ配付しています。また、具体的な地域協働学校の活動内容をご理解いただくため、各学校の活動をまとめた事例集を作成し、区のホームページ等で周知しています。さらには、各学校の地域協働学校運営協議会に職員を派遣するとともに、協議会委員の方を対象とした研修を実施することで、活動の充実を図る支援を行っています。平成30年度からは「地域との連絡会」を開催し、地域協働学校の活動に参加していない企業や地域団体等をお招きして、地域協働学校の活動を紹介することで、活動の理解と支援の輪を広げる取組みを行っています。
26	目標1-2-②一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援の主な事業③-1特別支援教育の推進の事業概要と現況のところに「特別支援教育推進員」と③-2学校における巡回指導・相談体制の充実の事業概要と現況のところに「特別支援教育相談員」との相違を教えてください。また、注釈を記載してほしい。	F 「特別支援教育推進員」は発達障害等のある児童・生徒の在籍学級を訪問し、学級内で主に児童・生徒に対し必要な支援を行うのに対し、「特別支援教育相談員」は就学相談等に従事する職員が、児童・生徒の学校での様子を見させていただき、一人ひとりの適切な教育の場を検討しています。また、学校からの依頼に応じて、特別支援教育に係る相談・指導も行っています。「特別支援教育相談員」の注釈を追記します。
27	目標1-3-②心とからだの栄養素「文化・芸術」の主な事業①-2学校における伝統文化理解教室の推進の現況のところに「伝統文化体験教室の実施（小学校29校）日本舞踊・落語・和妻・能楽（狂言）から1つを実施とあるが、平成30年末の実績で、日本舞踊何校 落語 何校」といった内訳を教えてください。	F 平成30年度の伝統文化体験教室（小学校29校）は、日本舞踊7校、落語7校、和妻8校、能楽（狂言）7校で実施しました。
28	「質の高い学校教育の推進」や「子どもたちが心身ともに豊かに育つために」とあるが、実現するためには、もっと子ども達が自由に安心して思い切り体を動かして遊べる場所が必要だと思う。	E 小学生については、区立小学校全校において放課後の時間帯に校庭や体育館で遊べる「放課後子どもひろば」を実施しています。
29	子ども達がボールで遊べる場所が欲しい。清水川橋公園が、朝の利用時間の制限や「予約して取っている」という学生、外国人の方々が占拠し使えないことが多い。また、喫煙している姿もよく目にする。お酒の空き缶やゴミがそのまま、よくそれを片付けていた。子どもがやりたい遊びや練習のできる場所を確保してほしい。加えて、清水川橋公園の利用マナーも改善してほしい。	D 清水川橋公園では、迷惑行為等を是正するため夜間の閉鎖管理を実施しました。今後も引き続き巡回指導等マナー改善の取組みを進めていきます。
30	新宿御苑の入園料が値上げしたにもかかわらず、幼児などが遊ぶふわふわしたボールもボール可エリアのみ使用可能になったりと乳幼児の憩いの場だったが、やさしくなく行きづらい。せめて、ボール可エリアに複合遊具の設置をお願いしたい。	E 新宿御苑は、環境省の管理する公園です。いただいたご意見は、新宿御苑管理事務所へお伝えします。
31	P43①「遊び」への支援と未来の担い手の育成とあるが、子ども達が遊びを通して成長することを支援する立場の職員には「プレイワーク」を学んでいただきたい。そうすることでプレイパークだけでなく、多くの子どもが放課後を過ごす様々な場で、より主体的に遊べるようになる。	B 子どもたちの遊びを豊かにするために、様々な職員向けの研修を実施し、職員の資質の向上に努めています。
32	P43②区立公園で幼児や小学生低学年であればボール遊びができるような禁止看板の見直しや周辺住民との話し合いなどを区として進めていただきたい。	D 区には小規模な公園が多く、他の公園利用者の安全性を確保するため、原則ボール遊びは禁止していますが、12か所の区立公園で球技ができるスポーツコーナーを設置しています。今後、それぞれの公園の特性、利用状況及び周辺住民の声を踏まえ、子どもたちが気持ちよく遊べる環境づくりを検討していきます。
33	図書館の場所が不便なところしかないので、コンビニや児童館、出張所などの場所で返却や予約受け取りができるようにしてほしい。	E コンビニや児童館、出張所等での返却や受け取りについては、費用対効果の面から難しいと考えています。なお、児童館については団体貸出で館内での読書のための蔵書の充実を図っています。

No.	意見等の要旨	区の方考
34	「目標1-3-3」では単に「食」ではなく「食文化」も大事なことで、そのことも含めての「食育」が重要だと思えます。学校給食は「教育」の場として重要な役割を果たしているが、「素案」でも学校給食を位置づけるべきである。さらに、宗教食についても理解を深めることが、国際化の進展の中で重要であり、学校給食では宗教食に対応するために除去食を実施するべきである。	D 学校で行う食育には、各地域の産地、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつことが「食文化」の内容として含まれています。オリンピック・パラリンピック教育に関連し、国際色豊かな給食を通して食文化の理解につなげています。 学校給食における除去食は、児童・生徒の安全を確保するため、区の「学校給食アレルギー対応調理手順書」に基づき実施しています。宗教除去食は、アレルギー対応に準じて、可能な範囲で個別の対応を実施しているところですが、除去が難しい給食メニューの場合にはお弁当を持参していただいています。現在、献立の工夫により除去の頻度を減らすなどの取組みも行っていますが、保護者のご理解を頂けるよう、除去食対応のルールや基準等をできるだけ明確化したガイドラインを作成し、ガイドラインに基づいた対応を実施してまいります。
35	食育について 幼児期から食に関する支援事業や講習会など食育推進の取り組みがされているが、小学校では「残さず食べる」「好き嫌いをなくそう」などと給食時間にもかかわらず、最後まで食べきることを押し付ける教員がいる。中学校になると、給食の時間は配膳から片付けまでが30分しかない。食べることが遅い生徒は、途中で片付けなくてはならず、嫌いなものは食べずに残したりと、残飯率はかなり高いのではないかと。給食の時間ぐらいいはもっとゆっくと楽しくとれるように考えてほしい。	E 食育の内容には、食事の重要性を理解することや、食物の大切さなど感謝の心を持つことなどが含まれます。そのため、バランスよい食事を心がけることや、残さず食べたり無駄なく調理したりすることを理解できるようにすることは重要です。一方、食事を楽しむことも、食育の内容の一つです。体調や時間によって食べられない児童・生徒がいる場合には、無理をすることなく楽しい食事がとれるよう、各学校にも指導してまいります。
36	目標1-4子どもから若者までの切れ目のない支援に向けて現状と課題(2)若者の自立支援、就労支援の実施のところで「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」について三期計画p96にあるような関係図を記載したらどうか。	A ご意見を踏まえて、関係図を掲載します。
37	中・高校生から20代前半の青少年少女の夜間の相談窓口の周知について、本当に悩んでいるこの年齢層は、親や学校友達に相談できず、思い詰めて相談する時間帯は、深夜から未明である。行政の窓口が、24時間対応が困難な現状では、民間の相談窓口を周知することで、思春期の青少年少女の抱える課題を早期に対応解決につながると思う。	D 青少年少女からの相談については、現在も民間相談窓口と連携して対応しています。深夜から未明の相談先として、24時間対応可能な児童相談所全国共通ダイヤル189や24時間子どもSOSダイヤルなどの公的な相談窓口の紹介のほか、民間の相談窓口の周知について、民間団体と協議しながら進めていきます。
38	P39①子ども総合センターを核とする障害児等支援体制の充実について、子どもの発達相談を受けられるまで2か月待ちと聞いた。特に発達相談は親が毎日悩んでいることで、虐待にもつながってしまう危険をはらんでいる。数日内で対応ができる体制にしてほしい。	D 発達相談は、電話での相談を受け、必要に応じて来所相談につながるシステムになっています。現在、来所相談まで1~2か月お待ちいただく状況になっていますが、来所相談をお待ちいただく間の不安に等しい対応として、電話でお話を伺う等の対応をさせていただいています。今後も、お待ちいただく期間が少しでも短くできるよう、努力してまいります。

(4) 第2章 目標2「健やかな子育てを応援します」について

39	「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実」の対策の1つとして産後ケアの充実を図ることを提案したい。新宿区では産後うつ傾向が1割も認められ、「早い時期から育児環境を整え、母親が精神的に安定した状態で育児に取り組めるような支援が必要」とある。その通りであると思う。現在、産前産後支援は2社に委託しているが、「産後ドゥーラ」を選択肢に増やしてほしい。	C 産前産後支援として「育児支援家庭訪問事業」を行っていますが、さらに支援が必要なご家庭については、保健センターの地区担当保健師と子ども家庭支援センターの相談員が連携し、訪問などにより支援をしています。家事、育児を通して出産前後の女性に寄り添う「産後ドゥーラ」については、育児支援家庭訪問事業の一環として導入の検討をしていきます。
----	---	--

No.	意見等の要旨	区の考え方
40	妊娠したときに妊娠面接など、あらかじめ情報がほしい。その後の出産、子育てなど切れ目のない支援を助産師、保健師などの専門家からしてほしい。渋谷区では、子育て情報がLINEで届くが、情報をスマホに届けてほしい。	B 妊娠の届出をした全ての妊婦を対象に、出産・子育て応援事業「ゆりかご・しんじゅく」による助産師、保健師などの看護職の面談を区内4か所の保健センターと健康づくり課で行っています。「ゆりかご・しんじゅく」についてはホームページに掲載している他、特別出張所や子ども総合センター、区内の産婦人科医療機関等妊娠中の方が利用する施設にポスターを掲示し、周知を図っています。看護職との面談後も、相談や支援が必要な方に対しては、電話や訪問、各種事業やサービスの紹介等、関係機関との連携を図りながら妊娠、出産、子育て期にわたって継続的に支援しています。また、スマートフォンによる子育て情報の配信については、スマートフォンアプリ「しんじゅく子育て応援ナビ」により、妊娠期から未就学児を対象に、子どもの年齢やお住まいの地域など、各家庭の状況に合わせた子育て支援情報（健康診断、予防接種、各種イベント等）を配信しています。
41	所得の低い妊婦の妊娠判定の健診費用を無料化してほしい。妊娠検査薬で陽性反応が出ても、妊婦健診費用が全額自費になるため、若年者や経済的に困窮している女性たちが初診を受けないまま、妊娠後期になるまで未受診に陥っている。妊娠期からの虐待予防のためにも、新宿区独自に妊娠判定の健診を無料にする制度を導入していただきたい。	E 区は現在、妊娠判定の健診費用の無料化は行っていませんが、妊娠や出産にお悩みの方に対する支援として、区内4保健センターの保健師などの専門職が相談を受けています。妊婦健康診査や出産費用など、経済的な支援が必要な方につきましては関係部署と連携し、利用できる制度を紹介しています。
42	産後ケア入院の助成を新宿区でも行うことを検討してほしい。産院では聞けなかった質問や、毎日の児の体調、体重確認、母親の体調確認などをしてもらえ、バランス良い食事を取ることができた。その結果、産後一人で新生児の世話ができそうだということと、困った時に相談できる場所が増えたことで心に余裕が生まれ、安心して自宅に戻ることができる。新宿区で行っている訪問型事業は短時間のため、結局は自分で諸々の準備を行わないといけない。そのため、あまりメリットを感じない。また、時間も短く、子どもが無事に育っているかを専門家に診てもらえないため、初産の場合は不安である。さらに、家の中に知らない人が入ってくることに抵抗がある。産後の2ヶ月までが1番大変であり、その時期に受けられる産後ケアの選択肢を増やして欲しいです。	E 子ども総合センターでは、育児支援家庭訪問（産前産後支援）を実施しています。保育士や経験豊かなヘルパー等が相談助言、育児支援、家事援助や兄弟等への対応も行っていきます。その中で児童虐待防止の観点から継続的な支援が必要と判断された時は、子ども家庭支援センターでの個別の支援に繋がっています。また、健康部では、出産後間もない時期の育児に対する不安や戸惑いが大きく、生まれて間もない子どもとの新しい生活の中、専門的なサポートが不可欠であると認識しています。そのため全ての妊婦を対象に保健師などの専門職が面談をさせていただくゆりかご・しんじゅく事業や、赤ちゃんが生まれた家庭に助産師や保健師などの専門職が訪問し、育児相談を行うすくすく赤ちゃん訪問事業など、妊娠から出産、子育て期まで様々な支援を行っております。産後のご相談は、区内4か所の保健センターの保健師が対応しております。電話、来所、場合によってはご自宅に訪問し、母親や子どもの健康面や子育てに関する不安など、産後うつ等の予防などの視点をもってお伺いするとともに、必要に応じた事業やサービスの紹介も行っています。
43	目標2-1 妊娠・出産から始める子育て支援の取り組みの主な事業②-1 出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく）の現況のところに「妊婦との面接率91.8%とあり、「面接率の更なる向上と面接内容の充実を目指していきます。」とあるが、面接できない妊婦は、外国籍で自国に戻ったりする場合や区外転出等、管理部署が変更となる場合が多いのか教えてほしい。	B 面接できなかった妊婦の理由としては、転出や里帰り、お仕事の都合で受けられない等、様々な事情があります。今後も、さらなる面接率の向上のため、面接未実施の方への勧奨通知の送付など、事業の周知に努めていきます。

No.	意見等の要旨	区の考え方
44	<p>発達障害の子どものため「気づきのしくみ」を実現してほしい。「目標2-2-①乳幼児の健やかな発達支援」の主な事業の中に「気づきのしくみ」を導入してもらいたい。足立区は、公立保育園全園で「気づきのしくみ」を導入している。発達の支援が必要な子どもの課題を整理し、スムーズな就学と健やかな発達を支援するために、子どもの特性を保護者と保育者双方が理解し対応することで児童の困り感が軽減し、発達障害の子どもの何よりも大事な早期発見・早期支援を実現するきっかけとなる。</p>	<p>E</p> <p>保育園では、臨床心理等の専門職でなくとも、日常的に関わる保育士が障害や発達に心配のある子どもにいち早く気付けるよう、発達障害等に関する研修を行い、知識と支援技術の向上を図っています。保育士の気づきにより、医師、専門員、代表の園長によるカンファレンスを行い、個々の特性に応じた具体的な支援策等を伝えています。また、より専門的な見地からの支援を必要とする場合は、臨床心理士、学識経験者による巡回保育相談を実施するなど、より良い環境づくりに取り組んでいます。</p> <p>子ども総合センター「あいあい」では、保護者からの依頼を受けて、公立、私立問わず、保育園、子ども園、幼稚園へ訪問し子どもの困りに関して支援を行っています(保育所等訪問支援)。また、就学に向けては、教育委員会と連携した保護者支援を行っています。</p> <p>保健センターでは、発達に課題がある子どもの保護者の気づきや理解を促すためのパンフレット(「ちょっと気になる」は子どもを理解するチャンス)を作成し、1歳6か月児健診及び、3歳児健診の案内時に配布しています。さらに、このパンフレットは令和元年11月より保育課や子ども総合センター・子ども家庭支援センター、障害者福祉課にも備え、相談時に活用しています。今後は、区内の保育施設及び幼稚園へ配布し、保護者が一層相談しやすい環境を作っていきます。</p>
45	<p>P61②-1すくすく赤ちゃん訪問について、対象家庭100%を明確な目標にしてほしい。家庭、家族の中に入れるキーポイントで、子育ての今後に生かせる信頼関係を作してほしい。</p>	<p>B</p> <p>すくすく赤ちゃん訪問は、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に実施しております。出産前後に里帰りや一時帰国される方等、個別の事情により生後4か月までの訪問が難しい場合もありますが、電話や手紙でのご連絡やその後の3~4か月児健診等の母子保健事業など、様々な場面で継続し、信頼関係作りに努めてまいります。</p>
46	<p>「目標2-2-② 学童期から思春期までの健康づくり」では、「こころの健康」に触れているが、今日的課題として「ネット・ゲーム依存」が社会問題化していることの記述がない。スマートフォンの普及に伴い児童生徒の視力低下や姿勢の悪化には触れているが、「依存症」という病には触れていない。子どものスマホ所持率上昇のもとでの心身への影響について「啓発」を区と教育委員会の施策として一層強化する必要がある、そのことを計画上也示していくべきと考える。</p>	<p>A</p> <p>子ども総合センターでは、主に思春期のお子さんの保護者を対象とした、連続講座「思春期の子どもと向き合う」の中で、情報教育アドバイザー・ネット依存アドバイザーを講師とし、スマートフォン・インターネットがもたらす、友人関係や成長への影響についての具体的な実態とその付き合い方について、啓発を行っています。</p> <p>健康部では、薬物・アルコール問題等と同様にゲーム障害についても課題と認識しており、依存症予防として、保健所や保健センターの専門職が必要に応じて、学校や施設で出張健康教育を行っています。</p> <p>教育委員会では、スマートフォン等の長時間使用が依存状態に陥り、健康を害することのないよう、具体的な取組みについては、「目標1-1-③ 子どものいじめ防止や不登校対策等の取組み」の「①-2 情報モラル教育の推進」で、情報モラル授業支援の実施や情報モラル啓発資料の配布を計画に掲げており、学校と家庭とが連携しながら、ネット・ゲーム依存の未然防止に向けた啓発に取り組んでいきます。</p> <p>なお、「依存症」については、【現状と課題】の中に掲載します。</p>
47	<p>目標2「健やかな子育てを応援します」について①は乳幼児の発達支援、②は学童期から思春期までの健康づくりでは、乳幼児から学童期までの子育て支援が不足している。歯科検診のように1歳半検診や3歳検診にて足の成長発達もチェックできる体制を整えてほしいです。足の特徴や大きさ、子どもの体質による特徴を知った上で靴の選び方、履き方を保護者にも理解してもらえる情報を提供してほしい。</p>	<p>E</p> <p>1歳6か月児健診(内科)、3歳児健診において、心身の発達を確認する中で歩行の様子もみています。</p>

(5) 第2章 目標3「きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします」について

No.	意見等の要旨	区の考え方
48	<p>目標3-7 きめこまやかなサービスでの外国につながるある家庭や子どもへのサポートについて、給食での豚肉除去対応のガイドラインを打ち出していただきたい。</p> <p>P101にあるように新宿区の学齢期の子どもの外国籍比率は10%程度であり、区立小中学校に在籍中の子に絞った割合でも5.5%が外国籍です。P5にあるようにヒンズー教(牛肉や豚肉が禁忌)が主流であるネパール人も少なくないと考えられるが、その子どもたちが通う公立学校での宗教除去食に関するガイドラインが欲しい。ムスリムなど、他の宗教でも給食の除去ニーズがあるにもかかわらず、各学校や給食業社で一律でない対応が取られるのは公平でなく、区としての多文化共生の考えが浸透しにくいように思う。</p>	<p>D</p> <p>学校給食における除去食は、児童・生徒の安全を確保するため、区の「学校給食アレルギー対応調理手順書」に基づき実施しています。宗教除去食は、アレルギー対応に準じて、可能な範囲で個別の対応を実施しているところですが、除去が難しい給食メニューの場合にはお弁当を持参していただいています。</p> <p>対応する児童・生徒の除去食の違い等により、各学校の対応は一律には出来ませんが、給食業者による対応の違いはございません。</p> <p>現在、献立の工夫により除去の頻度を減らすなどの取組みも行っていますが、保護者のご理解を頂けるよう、除去食対応のルールや基準等をできるだけ明確化したガイドラインを作成し、ガイドラインに基づいた対応を実施してまいります。</p>
49	<p>外国の子どもたちの給食について、給食での宗教除去食の対応について、学校任せではなく、区が方向性をだしてサポートしてほしい。教育委員会は世界の食文化に触れるため国際給食を提供している。しかし、クラスの友達が例えばは宗教上の理由で豚肉が食べられないことへの学校の理解は十分とはいえない。毎日の食事をみんなと楽しく食べることができるような配慮があるべきだと思う。学校給食における食物アレルギー対応指針では、基本的な考え方として、すべての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすること、とある。これは、外国の子どもも同じだと思う。豚肉アレルギーなら対応するが、宗教除去は対応しないという学校もある。例えば、低学年なら、補助の先生が豚肉を取り除くとか、たまにはとりひきにくのミートソースをみんなで食べてみるとか、できることから対応する姿勢があってもよいと思う。そのような大人の姿勢が、異文化を認める教育に繋がると思う。</p>	<p>D</p> <p>学校給食における除去食は、児童・生徒の安全を確保するため、区の「学校給食アレルギー対応調理手順書」に基づき実施しています。宗教除去食は、アレルギー対応に準じて、可能な範囲で個別の対応を実施しているところですが、除去が難しい給食メニューの場合にはお弁当を持参していただいています。現在、献立の工夫により除去の頻度を減らすなどの取組みも行っていますが、保護者のご理解を頂けるよう、除去食対応のルールや基準等をできるだけ明確化したガイドラインを作成し、ガイドラインに基づいた対応を実施してまいります。</p>
50	<p>近所で同時期に子どもを産んだ家庭や、子どもを持っている家庭と繋がる機会を増やす取組みを行っていただきたい。</p> <p>母親学級や助産師の訪問、3、4ヶ月検診などでも軽く触れてはいたと思うが、孤立している方も多い。もっと具体的に情報を出すことはできないか。保育園や子ども園で行っている子育て支援、児童館での幼児サークル、図書館の赤ちゃんタイム、ゆったりーのやせろっこ広場などの情報などを具体的に開催している日や、どんなことをしているか、利用者の声、写真、地図など時間をとって話をしてほしい。</p> <p>自宅の近くでどんな子育て支援があるか、イベントがあるかを簡単に確認できるものが欲しい。</p> <p>子どもを連れての外出はハードルが高い。区のホームページを見てもまとまっているページがないため、いつどこに行くかどんなイベントがあるかが分からない。</p> <p>私立保育園でも子育て支援の人形劇などのイベントを行っている場合があるが、その情報を見つけることができない。運営元が異なっても一覧でわかるようなホームページの作成及び検診や母親学級での告知など行ってほしい。</p>	<p>C</p> <p>児童館15館では、幼児サークルを実施しているほか、各館のホームページには毎月のお知らせを掲載しています。「お知らせ」が更新されるたび、スマートフォンアプリ「しんじゅく子育て応援ナビ」により、登録された方へ通知を配信しています。また、子ども家庭支援センターには乳幼児専用のスペースがあります。こちら、ホームページに掲載しています。</p> <p>区立図書館では、乳幼児向け事業として、親子同士のふれあいの場の整備（赤ちゃんタイム）や乳幼児向けお話し会、保健センターでの乳幼児健診の際の読み聞かせ・絵本配付等を行っています。</p> <p>これらの事業の周知については一目でわかるチラシ等を作成し、図書館窓口のほか、乳幼児健診の読み聞かせや保健センター等で配付するとともに、図書館ホームページに掲載します。</p> <p>また、保健センターでは、地域で顔見知りができるように、母親学級をはじめまして赤ちゃん応援事業等において、住所の近い方や出産時期の近い方が交流できるような時間を設けています。また、その他の母子保健事業においても、子育て中の方が利用できる地域の社会資源を紹介しています。</p>

No.	意見等の要旨	区の方考え方
51	<p>「一時預かり事業」「病児保育」の仕組みが施設ごとに違い、登録者も受入れ側も、登録や受入れに非常に多くの労力を費やしている現実がある。横断的な登録管理を実現し、現場の負担を面談とならし保育のみに減らすことで稼働率と質の向上を図ることができないだろうか。</p>	<p>D</p> <p>一時預かり事業は、各施設の自主事業となっており、横断的な管理は難しい状況ですが、例えば、区立園で実施している一時保育については、利用者の利便性や園職員の負担軽減の観点から、申込方法等の改善を図ってきました。</p> <p>病児保育は、その特性上、子どもの安全を第一としているため、アレルギーや既往歴等の詳細な情報を適切に把握する必要があります。このため、運営事業者において責任をもって対応することを求めています。一方、登録用紙は共通とするなど、負担軽減も図っています。</p> <p>両事業について、今後も、利用者の意見を踏まえながら、可能な場合にはより利用しやすい方法について、検討していきます。</p>
52	<p>P69①-3ファミリーサポート事業について、利用会員と提供会員の数の差の大きい、原因として何があるのか、対策をとってほしい。目標が「継続して実施していきます」では悲しすぎる。</p>	<p>B</p> <p>会員数の差が大きい原因については、利用会員の中には、将来の利用を見込んで登録をする利用会員もいるため、利用会員と提供会員との数の差が大きくなっています。</p> <p>令和元年度、利用会員からの依頼にお応えできなかった数は、月に多くても2件で、その理由としては急な依頼であったためであり、需給バランスは取れていると考えています。</p> <p>次に対策についてですが、提供会員数を増やすことは重要であると考えており、引き続き取組みを進めてまいります。</p>
53	<p>P70に挙げる子育て支援の充実は着実に向上していると感じている。個所数が増えているので、今後の評価の在り方が単に利用者数や相談件数ということではなく、互いに連携を図りながら”支援の質”を見てほしい。</p>	<p>F</p> <p>区立保育園や子ども園では、子育てに関する相談に応じるほか、ベビーヨガや演奏会等を開催し、親子でゆったりと過ごし、保護者同志が交流できる場を提供しています。また、アンケートを行い、次の事業に反映させるなど、参加者のニーズに沿った運営を行っています。園長会では、相談事例や事業内容を情報共有することで、支援の質の向上を図っています。</p>
54	<p>保育料等無償化について、認可外保育園の扱いであるバカロレア認定校がある。アオバジャパンバイリンガルプリスクールの年少中年長の子どもを持つ専業主婦世帯が無償化の対象外ということに納得がいかない。抜け穴ではないかと思うので、今一度対象になるよう見直しをしてほしい。</p>	<p>F</p> <p>ご意見にあるアオバジャパンバイリンガルプリスクールは、東京都へ届出がされている認可外保育施設であり、今般の幼児教育・保育の無償化において、保育の必要性がある子どもについては、子育てのための施設等利用給付の対象となります。</p> <p>今般の幼児教育・保育の無償化において、国は、幼児教育の質が法律により制度的に担保された施設に通う子どもを対象とするとともに、待機児童対策の観点から、認可外保育施設等に通う子どものうち、保育の必要性のある子どもについても対象とするものとしています。</p> <p>したがって、保育の必要性のない子どもについては、認可を受けた幼稚園を利用する場合には無償化の対象となりますが、認可外保育施設を利用する場合は子育てのための施設等利用給付の対象とされていません。</p>

No.	意見等の要旨	区の方考
55	<p>「目標3-1-②経済的な支援」について、現行計画にある「(2)子どもの貧困防止に向けて」が「素案」では施策項目に引き上げられたこと、「(3)受益と負担のバランス」が削除されたことは評価できる。幼児教育・保育の無償化も実施されていく中で、国が無償化の対象から除外した給食費も含めて、区は対象に含めたことも評価できる。今後は、学校給食の無償化を実施することを計画に明記していくべきである。また、子どもの医療費助成制度を拡大し、18歳(高校生)まで対象にすることを計画に明記するべきである。</p>	<p>E</p> <p>給食費は、学校給食法が規定する経費負担区分を踏まえ、保護者に対して食材料費相当額の負担をお願いしているもので、経済的な理由により給食費を負担することが困難な保護者に対しては、就学援助で対応しています。</p> <p>学校給食の無償化については、法改正や必要な財源措置など、国がその方向性を定めるものと考えているため現段階で計画に位置づける考えはありません。</p> <p>また、子どもの医療費助成制度について、区では、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもを対象に、所得制限を設けずに医療費助成を実施しています。このほか、所得制限などはありませんが、ひとり親家庭等への医療費助成については、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもを対象に実施しています。</p> <p>子育てに対する経済的負担軽減のための施策については、国や都との役割分担や、子育て支援に関する基盤整備とのバランス等を考慮しつつ、財源の確保に努めながら実施しています。</p> <p>そのため、医療費助成の対象年齢を18歳まで拡大することは考えておりません。</p>
56	<p>P80(2)待機児童解消の着実な推進について、「いつ産んでも、保育園に入れる」ということが最終目標になってほしい。4月で定員が満杯ではその後に入園ができない。予約制の枠も拡大してほしい。また、区立保育園でなければ「空き」を確保することは厳しいので、区立保育園の増設を強く求める。</p>	<p>E</p> <p>区は、年度途中に出産しても、保育を受けることができるように、認可保育園等の入園だけでなく、待機児童に対応した居宅訪問型保育や定期利用保育、東京都のベビーシッター利用支援事業を活用した新宿区育児休業復帰支援事業を実施しています。</p> <p>入園予約としては枠の確保は行っていないですが、4月入園募集の際4月1日までに出生予定の子どもの5月、6月入園申し込みを受け付けています。また、区立園だけでなく一部の私立園においても、10月入園枠を一定数確保し、年度途中の出生に対応しています。</p> <p>私立園に対しては、保育士の加配に要する経費について財政支援を行うことで、受け入れ体制の確保に努めています。</p>
57	<p>「目標3-2-①就学前の教育・保育環境の充実」では、「(2)待機児童解消の着実な推進」として2019年4月1日の待機児童が2名になったことに触れているが、この数は、国の基準による待機児童数であり、目標にすべきは認可保育園の待機児童ゼロであるべきである。認可保育園に入れたとしても、兄弟姉妹が別々の保育園に通わざるを得ない実態や、自宅に近い保育園を希望しながらも入れず遠くまで通園しなければならない実態の解消を目指すべきである。</p> <p>さらに目標の設定は、年度当初ではなく年度末の待機児童ゼロを、目指していかなければ、年度途中に保育園に入りたくても入れない状況が解消されない。年度途中でも認可保育園に入れるような定員の余裕があれば、専用室型以外では実質的に一時保育を受け入れられないという現状を改し、就労していない子育て家庭への支援を充実することができる。そうした支援は虐待防止策としても有効と考える。</p>	<p>F</p> <p>待機児童数については、国の定義に基づいて集計することとしています。平成31年4月1日現在で、国の定義で含めないでよいとされている児童数を含めると、88名になります。この中には、内定辞退の児童などが含まれている一方、認可保育所への入所を待機している児童がいることも認識しています。また、主に家庭で子育てをしている方のため、専用室型一時保育室を、可能な場合は、新たに開設する保育所等に整備してまいります。今後も各地域の保育ニーズや利用者の状況を踏まえながら、より利用しやすい環境の整備を進めていきます。</p>
58	<p>目標3-2-①保育所待機児童の解消の主な事業にある①-3地域型保育事業等の「地域型保育事業」について、第3章教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策</p> <p>1子ども・子育て支援新制度の概要</p> <p>(4)教育・保育施設と地域型保育事業のところにある地域型保育事業(家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育)のことと考えてよいか。[1]</p> <p>①-3地域型保育事業等の現況に平成31年4月1日現在定員・特定地域型保育事業等230人とある「特定地域型保育事業等」とはどのような内容か説明してほしい。[2]①-3地域保育事業等の現況にある230人からなぜ目標になると211人に減るのか説明してほしい。</p>	<p>F</p> <p>「地域型保育事業等」とは、家庭的保育・小規模保育(保育ルーム)・事業所内保育所・居宅訪問型保育のことを指します。保育ルームエドがわ園の3~5歳児クラスについては、認可外保育事業に該当するため、「等」としてあります。</p> <p>定員の内訳は、家庭的保育8人、小規模保育(保育ルーム)99人、事業所内保育所108人、居宅訪問型保育15人の計230人です。</p> <p>減員の理由は、保育ルーム早稲田(定員19名)が令和元年度をもって廃止となるため、目標値は平成31年4月時点の定員から減少しています。なお、認可保育所(定員67名)に移行することにより、保育定員は48名増となっています。</p>

No.	意見等の要旨	区の方針
59	<p>保育所について、平成27年度から平成31年度にかけて保育所開設が進み、保育の量は確保されたことは理解できるが、質についての計画がわからない。また、保育所は増えているが、いまだ自宅から遠い園にしか入れないこともある。園庭の有無や給食の取組み内容などは保護者が一番気にするところだと思う。</p>	<p>地域の状況や特性を踏まえた計画的な保育施設の整備を実施してきたこと等により、3区域における児童数に占める保育定員の割合は、最も高い地域で57.34%、最も低い地域で54.14%と差は3ポイント程度となっており、各区域とも同水準で整備が進んでいます。今後も各地域の保育ニーズや利用者の状況を踏まえながら、より利用しやすい環境の整備を進めていきます。質の向上では、区立園を中心に地域割のグループを設定し、交流ができるような体制を整備しています。また、区が主催する保育や食育に関する研修を合同で行ったり、各グループ毎の公立園が実施する研修に私立園職員の参加を呼びかけるなど、技術、知識の共有を図っています。</p> <p>また、園庭につきましては、子どもの遊びに寄与するため、保育所を設置する民間事業者には園庭の確保をお願いしています。しかし、区内で園庭が確保できるような土地・物件は限られている状況です。園庭の代替措置としては、近隣の公園を代替遊戯場として指定した上で、屋上や施設内で水遊びができるスペースを確保する等、可能な限り、良好な保育環境の確保に努めています。</p> <p>給食につきましては、発育に必要な栄養の摂取や望ましい食習慣の形成、食育の取組みなど、保育所保育指針等の国や都が定める基準に適合しているかを検査し、必要な助言や是正に向けた指導を行うことで、質の向上に取り組んでいきます。また、研修を実施し、職員一人ひとりのスキルを高めていきます。</p>
60	<p>保育、学童保育の「公設公営」の増設を強く望む。子どもが地域、施設等で格差が生じてはいけないと思う。保育現場では園庭が無い、保育士資格者の問題等もある。素案では質の高い教育、保育を実施していきます」と記されているが、どのように「質の高い」を確保するのか伺いたい。</p>	<p>保育園については、区立園が老朽化により建替えの必要がある場合などは、民営化を基本としており、本計画においても、賃貸物件の活用や再開発に伴う保育所の設置要請等、民間の事業者を活用して整備を進める考えです。なお、建替えが決定している弁天町保育園については、公設公営として運営することとしています。</p> <p>学童クラブについては、民間への委託により、民間事業者ならではのアイデアによる行事や、時間延長などサービスの拡充につながっており、現時点では公設公営での増設は考えていません。</p> <p>職員については、国の基準に基づき区の条例に定めた資格を持つ者が従事しています。来年度以降、国は、事業従事者及び人数を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」としましたが、区ではこれまで通りの基準としています。また、従事職員は国の定めた研修を受講し、認定を受けているほか、民間事業者固有の研修や、区が主催する研修に参加することで、従事職員の「質の高さ」を確保しています。</p>
61	<p>保育園は最寄りの駅に行く途中など、通勤の時に預けていける立地がよい。一駅にそのエリアの子どもの数に適した数の保育園の増設を求める。そして、保育士の処遇の改善も求める。安心して子どもを預けられる保育園は、保育士に余裕がなければ実現しないと思う。「延長保育事業」、「一時預かり事業」の拡充に賛成する。</p>	<p>保育所の新規開設は、生活動線や既設園との関係性を考慮して計画的に行っています。区域における児童数に占める保育定員の割合は、3区域ともほぼ同水準となっている中で、今後も各地域の保育ニーズや利用者の状況を踏まえながら、より利用しやすい環境の整備を進めていきます。</p> <p>また、保育従事職員のために事業者が宿舍を借り上げた費用、保育従事職員のキャリアアップのための取り組みを行う事業者の事業費の補助を通じて、引き続き保育士の処遇の改善を図っていきます。</p>

No.	意見等の要旨	区の考え方
62	2保育サービスの充実と質の確保の現状と課題(1)子どもが生まれても安心して働ける環境づくりと多様化する保育ニーズのところに「区内の保育施設を対象とした利用者評価・事業者評価・第三者評価などを実施していく必要があります。」とあるが、[1]区内の保育施設とは、教育・保育施設と地域型保育事業ということではどうか。特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の関係はどうなっているのか。[2]利用者評価・事業者評価・第三者評価について教えてほしい。[3]指定管理者の管理業務に係る事業者評価との関係はどうなっているのか。	F [1]「区内の保育施設」とは、第3章においては教育・保育施設と地域型保育事業のほか、認可外保育施設等が含まれています。 また、「特定教育・保育施設」とは子ども・子育て支援法第27条により、区長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設を指し、「特定地域型保育事業」とは、法第29条により、区長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者のことを指します。具体的には区内の全ての認可保育所や認定こども園、地域型保育事業が該当します。 [2]利用者評価は、「保護者アンケート」や保護者代表、事業者、学識経験者から構成される「運営委員会」の中で挙げられた意見や評価等で、翌年度の事業計画の策定や今後の園運営に反映させるものです。第三者評価は東京都福祉サービス評価推進機構に認証された評価機関の事業者に委託し、施設に勤務する職員と利用保護者にアンケート形式による調査を行い、資格を持つ評価委員による現場確認と聴取から、保育の内容、運営面、サービス提供等について評価を受けるものです。 [2] [3] 事業者評価は委託事業者である地域型の保育ルームの運営事業者に対して委託内容の履行状況を確認するものと、指定管理者に対して運営管理に係る評価を行うもので、どちらも毎年1回実施しています。
63	弁天町保育園が鶴巻南公園に移転されるが、不審者が多いとのことなので、他の施設と同様、旧商業高校へ移転してほしい。	E 旧都立市ヶ谷商業高等学校については、校舎を牛込保健センター及び新宿生活実習所の仮施設として整備します。また、同校の校庭については、新宿生活実習所の送迎バスの乗降及び駐車スペースとして活用します。このため、余剰のスペースはなく、弁天町保育園の仮園舎を設置することはできませんが、鶴巻南公園に設置する仮園舎については、園舎周囲に柵を設置し、入口部分に電子錠や防犯カメラ等を設置するなど、園児及び保護者の安全確保に取り組んでいきます。
64	学童クラブでも子どもたちの安全を最優先に考えてほしい。素案の中で、小学校施設内を利用とあるが、放課後も先生が子どもを見るようなシステムでは無理があると思う。先生の仕事量は多いので、これ以上の負荷は避けないと子どもに目が届かなくなる。また、今までのように少しずつ支援を増やすのではなくドーンと拡充してほしい。さらに、民間に事業を委託するのではなく、新宿区が黒字の財政を存分に使って施設と人件費に充ててほしい。素案に書かれていることを新宿区がやれば家族みんなが住みやすいまちになると思う。	E 学童クラブは専任の職員が従事しております。小学校内学童クラブでも、学校教員ではなく、学童クラブとして携わる資格を持った職員が従事しています。学童クラブの増設については、各種の手法を検討していますが、大幅な定員の拡充は場所の確保の問題もあり、難しいと考えます。 また、民間への委託については、民間事業者ならではのアイデアによる行事や、時間延長などサービスの拡充につながっています。毎年度実施している利用者からのアンケートでもよい評価を得ており、利用者代表で組織されている「運営協議会」からも、継続して運営することが妥当との判断がされている点から、有効な手法と考えます。
65	くるみんマーク(三期計画のp87)等、各種マークの説明等を計画に添付し、全体としての福祉や子育て支援の社会的インフライメージを啓蒙することも重要であるというご意見が前回あったように記憶する。そこで、子ども総合センターのマスコットキャラクター「あつまるくん」もその中に入れてほしい。	A 子ども総合センターのマスコットキャラクターである「あつまるくん」も掲載し説明を加えます。
66	「目標3-3-①学童クラブの充実と質の確保」では、区立学童クラブが定員1,610人に対し1,868人の登録があり定員オーバーであることを認めているにもかかわらず、「区立学童クラブの増設」が明記されていないのでこれを明記し、「学童クラブの定員オーバーの解消」を掲げるべきである。	E 学童クラブの需要増については、【取組みの方向】「②事業スペースの拡充」に記載の手法を用いて対応していきます。

No.	意見等の要旨	区の考え方
67	学童クラブの設置について、近所の学童は学校と離れている為、交通量が多い所と冬になると暗い中を1人で帰宅する小学生を目にする。防犯や交通安全の面でも小学校内に設置することが望ましいと思う。保護者にとっても1番安心である。定員オーバーの学童ではなく、1人ひとりの子どもを大切にできるような安心した放課後の時間が子どもに保障されることが大切だと思う。	D 現在、教育委員会の協力により、小学校内学童クラブを9校、学童クラブ機能付きひろば「ひろばプラス」を24校で実施しています。小学校の教室は、児童数の増加に伴い、学童クラブ室としての活用は困難な状況が予想されますが、学校施設の利用について、引き続き教育委員会と調整を行います。
68	「素案」では、学童クラブに定員を現在の1,610人から2024（令和6）年度に2,370人に拡大する目標が設定されているが、量の見込みと確保数については「確保方策」で2020（令和2）年度1,978人等と示されていて、これは定員ではなく定員オーバーで受け入れている人数も含めた登録児童数となっているようであるが、確保数については学童クラブ数と定員数（枠）を明記した上で示すべきである。	E 確保方策（確保数）については、確保方策の考え方に記載のとおり、学童クラブ定員だけでなく、実際に保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の受け皿として必要な数を記載しています。
69	「素案」には現行計画にはない「②事業スペースの拡充」という項目があり、4点にわたる記述があり1つめに「・児童館内にある学童クラブの場合、専用スペースの拡大（学童利用がピークの時間帯に優先的に利用できる）を進めていきます。」とあるが、これまでも学童クラブの定員オーバー対策として、児童館内の一般スペースを削って学童クラブ室に改修し定員拡大してきた一方で、児童館に来る一般児童の遊べるスペースが狭くなるという問題点もある。しかし、今回の「素案」では学童クラブ室のスペースを増やして定員拡大をするのではなく、時間帯で学童の子どもだけが遊べるスペースをつくるというもので、定員オーバーの解決にならないところか一般の子どもと学童の子どもと一緒に遊べるという児童館の良さを無くしてしまうものであり、このような方法をとるべきではない。学童クラブの受け入れ人数を増やす場合は、定員を守ることを前提とした計画にするべきである。	E 民間学童クラブの誘致や、区有施設の活用により、学童の定員充実ができないか検討します。ただし、地域により難しい場合は、一般利用の状況を見ながら児童館スペースの活用も検討します。
70	「素案」では、「民間学童クラブの誘致や区施設活用の中で検討していきます。」とあるが、これまでも民間学童クラブに対する助成を行い、民間学童クラブが設置されたが、保育園に併設の形で設置される学童クラブ以外は大きく定員割れをしているのが現状で、多くの保護者は区立の学童クラブを希望している。そうした現状を踏まえた計画とすべきである。	E 民間学童クラブについては、一定の需要が見込まれる場所に設置しています。年度により需要が異なるので定員を下回ることもあります。区学童クラブ需要を補う方策として有効と考えます。利用者の多様化する需要に対応するためにも、民間学童クラブの誘致や区有施設の活用を検討していきます。
71	P.88児童館における学童機能の増加により、学童ではない子どもの一般利用がしにくくなったという声が多く聞かれる。今後も「児童館」の役割は大きいと思われる。「児童館」の機能や施設拡充はしない方向とのことだが、再検討し、児童館の重要性を再認識して拡充を図っていただきたい。	E 「児童館の充実」については前計画で設定した「指定管理者制度の活用」「中学生にとっての魅力ある居場所づくり」に関して、計画通り進めることができたため、文言として削除しています。児童館は、児童の健全育成の観点からも必要と考えており、今後も地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。
72	落合第四小学校区には児童館がない。「児童館の充実」の文言が削除されたが、今までも学童併設の児童館の新設をお願いしていた。児童館の充実は「目標3-1」子育て支援サービスの充実に具体的に記載してほしい。	E 児童館については、小学校区の単位で設置しておりません。児童の放課後の居場所としては「放課後子どもひろば」も展開しております。そのため、現計画では放課後の居場所としての児童館を、今後新たに、重ねて整備する予定はありません。また、「児童館の充実」については前計画で設定した「指定管理者制度の活用」「中学生にとっての魅力ある居場所づくり」に関して達成できたので、文言として削除しました。
73	「児童館の充実」を削除しないでほしい。	E 「児童館の充実」については前計画で設定した「指定管理者制度の活用」「中学生にとっての魅力ある居場所づくり」に関して、計画通り進めることができたため、文言として削除しています。

No.	意見等の要旨	区の方
74	学童、児童館の充実をしてほしい。共働きで子育てすることが、益々当たり前になる。放課後、土日の子ども達の居場所の充実をしてほしい。	C 学童クラブについては、計画に示した通り整備に努めていきます。 「児童館の充実」については前計画で設定した「指定管理者制度の活用」「中学生にとっての魅力ある居場所づくり」に関して達成できたので、文言として削除しました。区では児童の放課後の居場所として「放課後子どもひろば」を展開しているため、児童館については、新たに整備する計画はありませんが、児童の健全育成の観点からも必要と考えており、今後も地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。
75	子どもが安全に遊べ、子ども自身も見守られる安心を感じながら過ごせる場所である児童館を是非これからも存続させてほしい。	C 本計画において、児童館を減らす考えはありません。児童館は、児童の健全育成を行う場所として必要と考えており、今後も地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。
76	落合第四小学校学区には児童館がない。子どもの居場所のために「児童館の充実」を区の計画から削除しないでほしい。	E 児童館については、小学校区の単位で児童館を設置しておりません。 「児童館の充実」については前計画で設定した「指定管理者制度の活用」「中学生にとっての魅力ある居場所づくり」に関して達成できたため文言として削除しました。 児童館は、児童の健全育成の観点からも必要と考えており、今後も地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。
77	「放課後の子どもの充実」の部分には、小学生までの事が主になっているが、中学生の居場所についてもしっかり検討してほしい。現状把握をしっかりいただき、活かせるようにしてほしい。	C 児童館を利用する小学生だけでなく、中高生にもアンケートを取るなど、充実した居場所となるよう利用者の声に耳を傾けた運営をしていきます。
78	「児童館の充実」を区の計画から削除しないでほしい。また、学童の場所が狭すぎる。	E 「児童館の充実」については、前計画で設定した「指定管理者制度の活用」「中学生にとっての魅力ある居場所づくり」に関して達成できたため文言として削除しました。 また、学童クラブについては、要件を満たす小学3年生までと配慮が必要な小学生全てを受け入れているため、狭く見えるかもしれませんが、国の基準である1人当たり1.65㎡の広さを遵守して運営しています。
79	子ども達には大人の緩やかな見守りのもと、楽しい時間を過ごす事が将来への糧になると感じている。その場合では、子どもだけでなく、大人の関わりが欠かせないと思う。児童館の充実・新設を検討してほしい。子ども達の放課後の居場所は、選択肢が多ければ多いほど良い。児童館の充実が削除されたが、再考してほしい。	E 「児童館の充実」については、前計画で設定した「指定管理者制度の活用」「中学生にとっての魅力ある居場所づくり」に関して達成できたため、文言として削除しました。 区では、児童の放課後の居場所として「放課後子どもひろば」を展開しているため、今後児童館を新たに整備する予定はありませんが、児童の健全育成の観点からも必要と考えており、今後も引き続き地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。
80	児童館の充実を削除しないでほしい 児童館は小さな頃から利用している。 親と子ども達が何人かで集まり、もっと遊びたい時に突然大人数で他の人の家で遊ぶこともできないので児童館を活用している。 また、最近は公園なども自転車禁止の場所が多く、一輪車の練習場所がないので児童館を使っている。外で練習すると転んだ時の衝撃も大きいので、親としては、体育館などで練習させたいと思っている。 冬は寒く子ども達の遊び場も遊ぶ時間も減るので、是非、児童館の充実をお願いしたい。	E 「児童館の充実」については、前計画で設定した「指定管理者制度の活用」「中学生にとっての魅力ある居場所づくり」に関して達成できたため、文言として削除しました。 児童館は、児童の健全育成を行う場所として必要と考えており、今後も地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。
81	下落合地区は、放課後の子どもの居場所が極めて少ないと感じる。急に学童を辞めざるを得なくなり、子どもの放課後の居場所と、放課後ずっと過ごしていた友人関係から一気に切り離されてしまった。親が働いているから居場所はここではなく、どの子どもも等しく普段から居られる施設があればと感じている。地域の子どもが安心して利用できる児童館のような施設があると、親も安心である。	E 放課後の子どもの安全安心な居場所として、全区立小学校で「放課後子どもひろば」を開設しております。放課後子どもひろばは、保護者の就労の有無に関わらず利用できるもので、様々な友達と交流することができます。また、学校から帰宅せずに利用できるため、安全面からも利点があります。 下落合地区には、児童館機能を備えた中落合子ども家庭支援センターがあるので、ご利用ください。

No.	意見等の要旨	区の方考
82	児童館の廃止反対。子どもの居場所を落合第四小学校地域にもほしい。	E 「児童館の充実」については、前計画で設定した「指定管理者制度の活用」「中学生にとっての魅力ある居場所づくり」に関して達成できたため文言として削除しましたが、児童館を減らす考えはありません。放課後の子どもの居場所として、落合第四小学校で「放課後子どもひろば」を実施しています。
83	児童館が欲しい 低学年の子どもが、子どもだけで歩いて行ける距離に児童館が欲しい。もっと、遊べる場所を作してほしい。	E 放課後の子どもの居場所として「放課後子どもひろば」を展開しているため、今後児童館を新たに整備する予定はありませんが、引き続き地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。
84	「児童館の充実」は削除すべきではないと思う。計画の中に「児童館の充実」を残してほしい。理由として、区の施策目標①未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます。②健やかな子育てを応援します。③きめ細やかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします。④安心できる子育て環境を作ります。この4つの施策目標すべてに、児童館は関わりをもって事業運営をしている。新宿区は、子どもが増え共働き家庭が増えており、子どものための居場所が少ないという現状がある。学校よりもっと自由に、子どもが子どもらしく過ごせる場所である児童館は、子ども自身の育ちを支えるのに必要である。また、児童館は子育て世代に広く門を開けているサポート支援の場である。助けてと言えない子どもや親をキャッチできる場でもある。子育てに困難な家庭が増え、いじめや虐待、不登校、などの子どもを取り巻く問題が増えているのに、区は「児童館の充実」をなくしてはいけないと思う。さらに、児童館は区内15か所しかない。実際は、遠くの児童館には子どもは通えない。子どもが通える範囲、できれば学区に一つ児童館があるべきだと思う。	E 「児童館の充実」については、前計画で設定した「指定管理者制度の活用」「中学生にとっての魅力ある居場所づくり」に関して達成できたため、文言として削除しました。児童館については、児童の健全育成の観点からも必要と考えており、今後も地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。なお、児童館は、小学校区の単位で設置しておりませんが、子ども家庭支援センター、子ども総合センターも児童館機能を備えており、区内20か所で事業を展開しています。
85	学童・児童館の充実希望する。児童館の充実を区の計画から削除しないでほしい。落合第四小学校区域に、児童館が無いので、作ってほしい。学童クラブも、狭いので、子ども達がのびのび遊べるスペースの確保をしてほしい。	E 「児童館の充実」については、前計画で設定した「指定管理者制度の活用」「中学生にとっての魅力ある居場所づくり」に関して達成できたため文言として削除しました。児童館については、小学校区の単位で児童館を設置していません。児童の放課後の居場所として「放課後子どもひろば」を展開しているため、児童館を、今後新たに整備する予定はありませんが、児童の健全育成の観点からも必要と考えており、今後も引き続き地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。また、学童クラブは小学1年生から6年生までを対象とする事業であり、要件を満たす小学3年生までと配慮が必要な小学生全てを定員を超えても受け入れているため、狭く見えるかもしれませんが、国の基準である1人当たり1.65㎡の広さを遵守して運営しています。
86	「目標3-3-2放課後子どもひろばの充実」は、現行計画では「2児童館・放課後子どもひろば等の充実」とあり、児童館が削除されている。学童クラブのほとんどが定員オーバーで3年生以上は受け入れができない現状があり、むしろ児童館の増設を強く要望する声もある。「放課後の子どもの居場所の充実」というのであれば児童館の充実を削除するのは大きな後退であり、これを残すべきである。そもそも児童館は乳幼児から高校生までの幅広い子どもを対象とした施設なので、目標2でも位置づけるべきである。	E 「児童館の充実」については前計画で設定した「指定管理者制度の活用」「中学生にとっての魅力ある居場所づくり」に関して達成できたため、文言として削除しました。児童館については、児童の健全育成の観点からも必要と考えており、今後も地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。なお、目標2「健やかな子育てを応援します」では、妊婦の健康とともに、主に子どもの健康面における施策を掲載しています。
87	乳幼児の子育て相談は充実してきたが、就学後は相談先がない。子ども家庭支援センターに相談するのは日頃通う場所ではないので敷居が高い。「就学後の駆け込み寺（気軽な相談先）」として、学校以外の相談場所である児童館が期待される。	B 児童館では、就学後の子どもも含めた子育てに関する様々な相談に対応しております。また、子ども家庭支援センターには専門の相談職員が配置されているので、連携して対応することができます。

No.	意見等の要旨	区の方考
88	<p>「児童館の充実」を区の計画から削除しないでほしい。</p> <p>落合第4小学校区域内には児童館がない。子どもの居場所として児童館は必要である。今後子どもの居場所になるような場所を増やしてほしい。</p>	<p>E</p> <p>「児童館の充実」については前計画で設定した「指定管理者制度の活用」「中学生にとっての魅力ある居場所づくり」に関して達成できたため、文言として削除しました。</p> <p>児童館については、小学校区の単位で設置しておりません。児童の放課後の居場所としては「放課後子どもひろば」も展開しております。そのため、現計画では放課後の居場所としての児童館を、今後新たに整備する予定はありませんが、児童の健全育成の観点からも必要と考えており、地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。</p>
89	<p>児童館及び学童クラブの充実を求める。</p> <p>最近小中学生がSNS等で知り合った大人に軟禁された事件が相次いで報道されています。その原因は、連れ出す大人だけではなく、子どもたちの「居場所がない思い」が大きく関わっています。</p> <p>子どもたちの環境は驚くべきスピードで変化し、それは良い方向にだけではなく、危険も多くなっているということなのです。</p> <p>子どもたちが、児童館や学童クラブを「子どもたちが自ら集い創造する場所を提供する」と考えてほしい。</p>	<p>E</p> <p>小学生の居場所としては、子ども家庭支援センターを含む区内児童館20か所や、学童クラブのほか、全区立小学校29校で実施している「放課後子どもひろば」があり、安全安心な放課後の居場所として多くの児童が利用しております。</p> <p>また、児童館では、児童自らが提案する機会は行事の実行委員会や子ども会議において確保しています。子どもたちの自立性・自主性を育む取組みとして引き続き進めていきます。</p>
90	<p>落合第四小学校地域の児童館の新設を依頼する。6年生まで利用できるはずが、4年生になると希望しても入れない。</p> <p>4年生以上の放課後の居場所として、既存のひろばに加え児童館があると、親として安心して仕事に取り組める。</p>	<p>E</p> <p>児童館については、小学校区の単位で設置していません。児童の放課後の居場所としては「放課後子どもひろば」も展開しているため、現計画では放課後の居場所としての児童館を、今後新たに、重ねて整備する予定はありませんが、地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。</p>
91	<p>児童館、学童は、子ども達の成長の場である。子どものタテヨコの繋がり、地域の大人との交流。様々な人との関わりでコミュニケーション能力が高まる。更には、防犯面でも家以外で助けを求められる場所は一つでも多い方がよい。</p> <p>また誰かいる場所として心の拠り所になる。</p> <p>子どもの声を聞き何が必要なのか見極め大事な場所を守り継続して頂きたい。</p>	<p>E</p> <p>児童館や学童クラブはご指摘のとおり人間関係の構築という面で、子ども健全育成にとって重要な居場所と考えます。今後も児童館の地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。</p>
92	<p>「児童館の充実」を残してほしい。</p> <p>落合第四小学校の四年生は、現在待機児童扱いで学童クラブに入れない。その代替としてひろばプラスがあるが、児童館はやはり必要である。ひろばプラスは学童と異なり、学校外の活動ができず、活動スペースが校庭以外にほとんどない。活動の制限を子どもが嫌がり、一人帰りをしても共働き家庭では19時頃まで一人で過ごすことになり、非常に不安である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童館であれば一人で過ごさずに同級生と行き帰りもともにでき、中では思う存分の活動ができる。 落合第四小学校の最寄りの児童館は大通りを挟んでおり、子どもの足では10分かかり、残念ながら子どもが自身の足で気軽に行ける距離ではない。自宅からは最寄りの児童館がいずれも1km離れている。 居場所確保のため、校庭や公園、図書館、地域センターなどでプレイリーダーになってくれるような人材を手配することも方法の一つと思う。 	<p>E</p> <p>「児童館の充実」については、前計画で設定した「指定管理者制度の活用」「中学生にとっての魅力ある居場所づくり」に関して達成できたので、文言として削除しました。</p> <p>児童の放課後の居場所として「放課後子どもひろば」を展開しているため、児童館を、今後新たに整備する予定はありませんが、児童の健全育成の観点からも必要と考えており、今後も地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。</p>
93	<p>児童館には、子ども達の居場所づくり、そして子育て家庭の孤立を防ぐ等、大きな意義がある。</p> <p>現在の新宿区が抱えている様々な問題を解決していく、1つの手立てとなると考える。</p> <p>児童館は削除するものではなく、各地域のニーズに沿う形の児童館運営、いわば児童館再生が事業計画に盛り込まれることを期待する。</p>	<p>E</p> <p>「児童館の充実」については前計画で設定した「指定管理者制度の活用」「中学生にとっての魅力ある居場所づくり」に関して達成できたため、文言として削除しましたが、児童館を減らす考えはありません。</p> <p>児童館は児童の健全育成を行う場所として、引き続き地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら展開していきます。児童館の重要性については理解しており、目標1-3-①において、児童館の取り組みについて追記しました。</p>

No.	意見等の要旨	区の方考
94 96	児童館は地域の子育てを担う重要な機能がある。児童館の維持と拡充を子ども子育て支援事業計画に入れてほしい。 【同意見ほか2件】	C 児童館は、児童健全育成の観点から重要な施設と考えており、目標1-3-①において、児童館の取り組みについて追記しました。 区では児童の放課後の居場所として「放課後子どもひろば」を展開しているため、児童館を新たに整備する計画はありませんが、児童の健全育成の観点からも必要と考えており、引き続き地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。
97	素案では、児童館の充実の文言が削除されていましたが、落合第四小学校付近では子ども達の居場所となる児童館がない。今後は、少子化ゆえに児童館の計画や拡充を削除したのであれば明るい未来は無いのではないかと思います。少子化にも高齢化にも対応できる街づくりを希望する。	E 「児童館の充実」については、前計画で設定した「指定管理者制度の活用」「中学生にとっての魅力ある居場所づくり」に関して達成できたため、文言として削除しました。 児童館については、小学校区の単位で設置しておりません。児童の放課後の居場所として「放課後子どもひろば」を展開しているため、児童館を今後新たに整備する予定はありませんが、児童の健全育成の観点からも必要と考えており、今後も引き続き地域の実情に応じて事業内容を工夫しながら事業展開していきます。

(6) 第2章 目標4「安心できる子育て環境をつくります」について

98	P.104 以降の安心できる子育て環境づくり 他の記述は子育て・子育てとなっているのに、ここだけ「子育て」となっていて、内容も大人目線の「子育て支援や世代交流」「子連れで外出→バリアフリー」「安全・安心→防犯」「環境」となっている。子どもだけで遊びに行ける年齢になった小・中学生の子どもたちが自由に遊ぶ場所が本当に少ないという子どもの目線からの要望に応える項目がないように思う。 「子育て」という言葉を追加するとともに、都会だからこそ行政や地域が意図的に確保しないと子どもたちの遊びの場所がないので、工夫して作ってほしいというメッセージと内容を盛り込んでいただきたい。	E 小中学生の自由な遊び場として、子ども家庭支援センターを含め児童館が区内に20か所あり、子どもたちの意見を取り入れたり、自主性・自立性を育むための運営を行っています。 また、各区立小学校では、「放課後子どもひろば」を展開しており、学校という安全安心な場所で、自主的に自由に遊んでいます。 自由な遊び場があることを今後も広く周知していきます。
99	「目標4-3」は、子どもの安全を守るという視点で主な事業が示されているが、歌舞伎町という繁華街を抱える新宿区として取り組まなければならない事の記述がない。実際の取り組みでは、NPOが実施している「少女を性被害・虐待から救う10代専用バスカフェ」に区役所前スペースを貸し出すなどの支援が行われてきたが、そうした取り組みを計画上も位置付けることが必要だと思う。さらに、10代の望まぬ妊娠に関する相談活動に取り組んでいるNPOへの支援なども実施すべきと思う。	D 区では、NPO等の社会貢献を行う団体に対し助成を行っています。平成30年度には、一般事業助成として「10代・20代の『望まない妊娠』や困難を抱えている若者の相談支援事業」を採択し助成しました。今後も、様々なNPOと協働して地域課題の解決に努めていきます。 バスカフェについては、東京都若年被害女性等支援事業として位置づけられており、東京都と連携しながら本庁舎近隣での活動を支援しています。今後も東京都と連携を図りながら、支援を行っていきます。
100	「目標4-4」は、地球温暖化対策なども含めた事業が示されているが、原発事故による環境破壊と健康への影響など、子どもたちの世代に重くのしかかってくる問題について、とりわけ新宿区は原発事故による被災者の方々が区内に避難してきている実態もあり、脱原発への取り組みを掲げるべきと考える。	E 本計画では、子どもの健やかな成長のために、学童期から思春期までの健康づくりを推進していくこととしています。ご意見の脱原発への取り組みについては、国のエネルギー政策の動向を見ながら区として慎重に判断してまいります。

(7) 第3章「教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」について

No.	意見等の要旨	区の考え方
101	<p>第3章 2子どもの人口及び就学前児童の教育・保育及び学童クラブの状況 (5) 保育施設の利用状況の図表Ⅲ-5各種保育施設の利用状況について算出方法を説明してほしい。</p> <p>[1] 保育ルームの数値について、前計画との相違を説明してほしい。</p> <p>[2] 認定こども園（私立）の園児数について、素案の数値と「新宿区の概況」との相違を説明してほしい。</p> <p>[3] 「出典：新宿区資料（各年4月1日現在）」とあるが、どのような資料を参考にしているのか。</p>	<p>F</p> <p>[1]前計画における保育ルームの利用状況の平成22年から26年までの数値は、新宿区の概況には記載がないため、定員数を示しています。一方、本計画においては、各年度の「子ども家庭部データブック（以下データブックという）」を基に利用人数の記載に変更しています。</p> <p>[2]各年度のデータブックにおいて記載している数値に基づいています。</p> <p>「新宿区の概況」と数値が異なる部分については、それぞれにおける集計方法が異なっていたことから生じた違いです。具体的には、各集計の時点から、遡及した形で基準日から適用となったものについて、数値に含めるか否かに相違があったものです。</p> <p>今回、ご指摘の項目も含め、全体としての数値の捉え方として、遡及分も含めているデータブックの方がより相応しいものと判断して、そちらを採用したものです。</p> <p>[3]一部は令和元年度の「新宿区の概況」で確認が可能です。「新宿区の概況」に掲載していないものについては、データブックに記載している数値や本計画のために算出した数値により記載しています。</p>
102	<p>第3章 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の量の見込及び確保方策 5各年度における教育・保育の量の見込の本計画で整備する施設・事業のところにある◆特定教育・保育施設と◆特定地域型保育事業の内容は、1子ども・子育て支援新制度の概要（4）教育・保育施設と地域型保育事業のところにある教育・保育施設（認可保育所・認定こども園・幼稚園）と地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）の内容の違いや名称の違いを説明してほしい。</p>	<p>F</p> <p>「教育・保育施設」とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園を指します。「特定教育・保育施設」とは子ども・子育て支援法第27条により、区長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設を指します。具体的には、区内の全ての認可保育所と認定こども園、一部の幼稚園が該当します。私学助成の仕組みで運営を続け、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けない幼稚園については「特定教育・保育施設」には該当しません。</p> <p>「地域型保育事業」とは、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育を指しています。「特定地域型保育事業」とは法第29条により、区長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者のことを指します。具体的には区内の全ての地域型保育事業が該当します。</p>
103	<p>第3章教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込及び確保方策について5各年度における教育・保育の量の見込みで本計画における用語の内容のところに</p> <p>◆4月1日現在の確保数（定員数）と内容</p> <p>◆年度末の確保数（定員数）と内容を</p> <p>入れたらどうか。</p>	<p>A</p> <p>「4月1日現在の確保数（定員数）」「年度末の確保数（定員数）」について記載します。</p>
104	<p>第3章保育所等の量の見込みと確保数（定員数）のところにある3地域「東南地域」「中央地域」「西北地域」それぞれの確保方策の考え方を「令和6年度の待機児童ゼロを目指します。」という決意表明とともに記載してほしい。</p>	<p>A</p> <p>区域毎の整備の考え方については第3章の「4 教育・保育提供区域の設定」に記載しており、待機児童解消の着実な推進については、第2章の「目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします」に記載しているところですが、それに加えてご指摘の箇所にも明記します。</p>

No.	意見等の要旨	区の方
105	<p>第3章6地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（8）養育支援訪問事業の確保方策の考え方の（利用の流れ）のところに③養育に支障がある家庭の支援や虐待防止利用実績について 三期計画を含めて尋ねるが、三期計画によると年間延べ利用（件）は、平成21年度 14、平成22年度 57、平成23年度 337、平成24年度 765、平成25年度 1,186、注釈にも「※制度の周知が進むに伴い、利用件数も増加しています」とある。</p> <p>[1] 27年度をピークに減少してきています。なぜ減少してきたのか説明してほしい。まだ、周知が足りないのか、養育支援が特に必要と認めた家庭が減少してきたのか。</p> <p>確保方策について「区に派遣が可能なヘルパーとして268名（平成31年4月1日現在）が事業者に登録されています。」とあります。</p> <p>[2] ヘルパーを確保するにも費用が必要か。</p> <p>[3] 依頼すればすぐ派遣してくれるのか。報酬はどうなっているのか。</p>	<p>F</p> <p>[1]利用件数については、養育支援が必要な家庭がその年度内にどの程度あるかによって増減します。また、その家庭の児童数や年齢によっても必要な支援量（日数や時間等）も変動します。支援していた家庭の児童が、転居や児童相談所に保護されたため支援の必要がなくなることもあります。支援が特に必要と認めた全体の家庭数が減少しているということではなく、多くの支援を必要とする家庭の有無によって増減していると考えています。</p> <p>[2、3]養育支援事業は、子ども総合センター・子ども家庭支援センターの相談員が、養育支援が必要と考える家庭に個別に利用を案内しており、専門的な支援が可能な事業者へ委託して実施しています。1時間あたり1,000円の利用料がかかりますが、生活保護世帯や住民税非課税世帯の方などは減免されます。利用料のほかに、ヘルパー派遣に要する委託料を区が事業者へ支払っています。</p>
106	<p>第3章教育・保育、地域子ども支援事業の量の見込み及び確保方策 7 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保</p> <p>(2) 就学前児童の教育・保育の質の確保と向上のところに三期計画のp136にある質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業預かり保育の実施が記載されていたが、今回素案に記載しない理由を説明してほしい。</p>	<p>E</p> <p>計画素案P156では「就学前児童の教育・保育の質と向上」と題名を変更したため、引き続きの事業である預かり保育は削除していますが、第2章目標3-③「幼児教育環境の充実」に掲載しています。</p>

(8) その他

107	<p>素案をもとに丁寧に説明いただきありがとうございます。子どもたちの未来のためこれからもよろしくお願ひしたい。</p>	<p>C</p> <p>今後も引き続き、未来を担う子どもたちが、健やかに自分らしく成長していけるよう本計画に沿って、子ども子育て支援施策を着実に推進してまいります。</p>
-----	--	--

3 地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨

(1) 計画全体について

No.	質問要旨	回答要旨
1	計画の名称が変わったが、近隣区も含め他区の名称はどうなっているか、分かる範囲で教えてほしい。説明会の会場案内が変更した計画の名称と異なっていたので、参加者に分かりやすいようにしてほしい。	F 現行計画は、2つの法律に基づいた計画の名称を併記しています。次世代育成支援対策推進法は、10年間延長され計画策定が任意となった一方、子ども・子育て支援法は、全自治体に策定義務があります。このため分かりやすいよう、策定が義務化された方の名称に一本化しました。 他区の計画名称については、23区中12区が子ども・子育て支援事業計画又は類似名を採用していました。4区はまったく別の名称、3区は次世代育成支援計画、残り3区は、次世代育成支援計画と子ども・子育て支援事業計画を別々に策定していました。
2	『子ども・子育て支援法』第2条（基本理念）を踏まえ」とあるが、巻末の参考資料に基本理念を記載してはどうか。	A ご指摘のとおり条文を掲載します。
3	次世代育成については、教育委員会とは別になるのか。子どもの育成を考えたときに、学校教育の部分は切り離せないのではないかと思う。	B 教育委員会や健康部など子どもに関わる部署と連携・協力しながら作成しています。
4	区内のサービスは、乳児や幼稚園、小学校などステージごとに豊富だが、サービスが連携されていないと感じる。一人の子どもの成長に応じて一貫したサービスをしてほしい。シンガポールでは結婚から子育て支援まで国が一貫したサービスを受けられるようだ。そうしたサービスが受けられれば、親が安心して子育てできると思う。新宿区はサービスがたくさんあって子育てしやすいと思うが、そういったところも考慮してほしい。	D 区では、生涯に渡っての専門的なサポートは実施していませんが、平成20年度に組織改正により子育て支援を専管的に行う子ども家庭部をつくりました。部では、保育園や学童クラブ、虐待対応など連携して取り組む組織体制にしています。また、教育委員会や健康部とも連携してサービスの提供に取り組んでいます。
5	計画全体が子ども中心ではなく、大人目線で書かれていると思う。仕事中心の両親を念頭において書かれているが、子どもにとって一番よい方法を考えて欲しい。問題を抱える子どもが増える中、本来家庭で担うべきことにも学校の先生は良く対応していると思う。家で一人で夕食を食べる子どももいて、家庭教育をどうにかできないか。新宿区で育ったことを自慢できるようにしたい。	E 本計画は、新宿のすべての子どもの健全な育成と、すべての子育て家庭の支援を目的として策定してまいります。そのため、仕事をしながら子育てをしている世帯を主な対象とした、保育の充実や放課後の子どもの居場所づくり等の施策とともに、家庭での子育てを中心とする世帯のための子育て相談や親子の居場所づくり等もまた重要な施策と捉えています。また、仕事と家庭の両立を目指したワーク・ライフ・バランスの推進についても、前期までの次世代育成支援計画では自分らしく生きられるための施策として位置づけていましたが、子どもを中心として捉え直し、子育てしやすい環境づくりのための施策として位置づけています。教育委員会では、教員が担う業務が増える中、教員の働き方改革を推進し、教員が子どもたちと向き合う時間が確保できるよう取り組んでまいります。家庭において担う役割を保護者が、自ら考える機会とするため、教育委員会ではPTAと連携して「家庭教育講座」を実施しています。今後も、家庭教育に求められているテーマや課題を取り上げ、子どもたちの健やかな成長につなげていけるよう、家庭教育の支援に取り組んでまいります。また、学校現場において、地域との関わりを通じ、豊かな人間性と社会性、新宿への愛着を育てています。
6	子ども・子育てに関する計画に、若者への支援が盛り込まれているのはなぜか。	F 本計画は、18歳までの子どもを主な対象としていますが、これまでの次世代育成支援計画における区の取組みを継承するため、自立した若者として成長するための切れ目のない支援という視点から、一定程度の若者への支援施策を盛り込んでいます。
7	計画中の「主な事業」の目標は令和6年度までなのか、いつまでの目標なのか分かりにくい。	F 基本的には令和6年度の目標を掲載しています。本計画は、区の子ども・子育て支援に関する分野別の行政計画ですが、区全体で計画的に推進していくための事業をまとめた実行計画で掲載している事業については、その計画期間に合わせて、令和2年度時点の目標を掲げているものもあります。

No.	質問要旨	回答要旨
8	素案の方向性に異論はないが、もっと具体的な施策について、色々な立場の人から意見を聞き、時間を掛けて議論すべきである。	B 区民・学識経験者・地域活動団体・事業者等からなる各種会議体で意見を伺いながら策定しました。また、11月15日からパブリック・コメント及び地域説明会を開催し、ご意見を伺い策定しています。
9	説明会にもっと多くの人に来れるように、学校や保育園でお知らせを回してほしい。忙しい子育て世代に対しては、QRコードをつけるなどインターネットを活用するとよい。	C ホームページや広報でののお知らせ、子育てアプリでのプッシュ通知、ツイッターでの発信もしました。また、説明会の時間や曜日も多様に設定しました。今後は、より多くの人に来れるように工夫していきます。QRコードの活用も検討します。
10	出生率について、都内でも区の値が低い、上昇しているとの説明であったが、出生率を上げていくための施策を盛り込まれていないようだが、どのように考えているのか。	F 出生率の向上それ自体を目的とした個別施策は設けていませんが、区は子育てしやすいまちだと思う人の割合を上げていくことを数値目標としています。新宿区次世代育成支援に関する調査では、子育てしやすいまちだと思う理由として、交通機関が便利である。認可保育所、認定こども園、幼稚園等が利用しやすい、住環境が良いと回答を頂く一方で、公園や児童館など子どもの遊び場が少ない、自然環境が良くない、保育サービスが充実していないなどの意見もあります。今後は子育てしやすいと思われるサービスを充実し、子育て支援や相談対応、ワーク・ライフ・バランス施策の推進などにより、子どもを産みたいと思えるようにすることが、出生率アップにつながるものと考えています。
11	専業主婦は悪だという本が物議を醸したことがあったが、こうした考え方が、この計画をつくる中で壁になったことはないのか。	F この計画では、様々な家庭環境の人に対して支援できるようにしています。主に家庭で子育てをしている人への施策が作りづらいということはありません。共働き世帯が増えているので、男女の協力による子育てを支援し、子どもを産み育てたいという気持ちにつなげたいと考えています。
12	第二期の計画では、第一期のどういうところが足りなくて、新たに盛り込まれたのか聞きたい。	F 虐待から子どもを守ること、子どものいじめ防止や不登校対策などは昨今重要な課題となっているため、今回の計画で新たに施策として打ち出しています。また、子どもの貧困問題についても、前計画では経済的支援の一部であったものを施策として打ち出しました。
13	この計画をより良く推進するためには、地域や家庭の教育力を加味する必要がある。子育て家庭を孤立させないよう、地域全体で子どもたちに目を向けることが、心豊かな子どもを育てることにつながると思う。区には地域や子育て家庭に対して、もっとこうしてほしいと言ってもらいたい。	B 地域の力を育み、子育てを社会全体で支える環境づくりを進め、子育てしやすいまちの実現を目指します。
14	出生率を上げるための施策について、妊活している夫婦は潜在的にたくさんいると思っている。働く環境や病院など、より妊活しやすいまちや地域に住むことができれば、出生率は上がると思うが、区では何か想定しているのか。	F 「子育てしやすいまちの実現」を基本目標に定め、区では様々な事業を展開していきます。こういった中で出生率が上がっていくと考えています。
15	現在の計画と比べると、放課後の子どもの居場所として「児童館」が削除されている。児童館は0～18歳までの子育て支援に重要な場所であり、虐待などを察知する機会にもつながる。計画のどこかに「児童館の充実」を入れてほしい。	C 児童館の縮小や館数を減らす方針はありません。児童館の重要性については理解しており、その旨、計画に盛り込めるのか検討します。
16	子どもの将来人口推計をみると、0～11歳の人口はこれからピークを迎える見込みである。このため5、6年後は中高生の数が増えることが考えられ、中高生まで利用できる児童館の数が必要になると理解している。また、子どもや若者向けの相談窓口があってもなかなか利用しにくく、中高生にとって児童館は利用しやすいと思うので、子どもたちの悩みや現状をつかむ地域の窓口や若者の声を拾う場として児童館の拡充に期待する。	D 児童館の数を増やすという方針はありませんが、中高生の居場所として、児童館の中に部屋を設け、悩みなどを職員に話せるような場づくりをしています。中落合子ども家庭支援センターの例をあげれば実際の利用人数は1日4人程度です。中高生にとって、児童館は小さい子どもが行く場所という認識が一般的で、以前通っていた子どもが大きくなって顔を出さず程度です。新たな中高生の利用を呼びかけることは、部活動などもあり需要は限定的です。また、夜間の開設は児童健全育成の観点から好ましくないという議論もあり、現状を分析しながら取組みを考えていきます。

No.	質問要旨	回答要旨
17	放課後の過ごし方が心配である。現状の落合第四小の子どもひろばには課題がある。また、公園はボールが使えないためサッカー等ができず、児童館に期待してしまう。学区域が違う児童館には子どもも行きづらいので、この地区に児童館をつくり子どもが放課後の居場所を選べるようにしてほしい。児童館は産後から長く利用できる施設であり、子育てにおいて児童館で他者から話を聞いて救われることもある。ぜひ落合第四小地区にも児童館の設置をお願いしたい。	D 学区域が違う児童館に行きづらいということはあると思います。放課後の居場所については総合的に検討していきます。
18	区内3地域に住んできた。他地域では児童館に通い子どもが良い経験をできていたと実感しており、落合第四小地区に児童館がないことにとても驚いた。児童館の場所や子どもひろばのスペースは地域によって差があるが、住んでいる子どもに地域差は関係ない。同じ区内で子どもが育つ環境に差があるという現状について、配慮をお願いしたい。	D 児童館も含めた子どもの居場所について、地域ごとに差がありますが、その差をいかに埋めることができるかを今後検討していきます。

(2) 第1章「計画の基本的な考え方」について

19	「子育てしやすいまち」とは何か。	F 新宿区次世代育成支援に関する調査の結果によると、交通の便がよいことや、保育園や幼稚園の量が確保され、利用しやすいこと、住環境が良いこと、児童館や公園などが整備されていることなどが、子育てしやすい理由として挙げられました。一方、子育てしやすいまちだと思わない理由を調査したところ、公園や児童館など子どもの遊び場が少ない、自然環境が良くないといった点があげられました。これらが改善されることで、子育てしやすいまちだと思う人を少しでも増やしていきたいと考えています。
20	子育てしている人は、何をもち「子育てしやすいまち」だと思っているのか。	F 新宿区次世代育成支援に関する調査の結果によると、交通の便がよいことや、保育園や幼稚園の量が確保され、利用しやすいこと、住環境が良いこと、児童館や公園などが整備されていることなどが、子育てしやすい理由として挙げられました。一方、思わない理由としては、子どもの居場所が足りないと感じている人が多いと回答しています。
21	「子育てしやすいまちだと思ふ理由」について具体的な内容や意見を教えてください。	F 新宿区次世代育成支援に関する調査の結果によると、交通の便がよいことや、保育園や幼稚園の量が確保され、利用しやすいこと、住環境が良いこと、児童館や公園などが整備されていることなどが、子育てしやすい理由として挙げられました。

(3) 第2章 目標1「未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます」について

22	子どもの「参加する権利」について、子どもたちが自由に意見を伝える場所がない。区長への手紙を書く子どもがいるが、多くの子はそこまで至らない。説明会を子ども向けに開催し、子どもの視点を取り入れた計画になるとありがたい。	B 地域説明会を10地域で開催し、月曜日から日曜日までのすべての曜日と時間も午後2時からと午後7時からとし、設定していますので、子ども達にも来ていただきたいと考えています。子どもの視点については、昨年度実施しました新宿区次世代育成支援に関する調査で小学生5・6年生、中学生及び若者たちにアンケート調査を実施し、計画策定にあたって取り入れています。
23	子どもの権利条約に関して、現場の状況を考慮して踏み込んで書いてあるのが評価できる。教員の働き方改革等、子どもを支える大人たちが疲弊しないための試みについて記載されている点もよい。しかし、特に条約31条（休暇、レクリエーション、文化芸術関連）についてもっと踏み込んで書いてほしい。学校では文化芸術関連に割ける時間が減っている。障害者の文化基本法も策定されており、もう少し詳しく記述してほしい。	D 目標1-3「未来を担う子どもたちが心身ともに豊かに育つために」の中の「②心とからだの栄養素『文化・芸術』」で「①-2 学校における伝統文化理解教育の推進」において、日本の伝統文化への理解を深める取組みを掲げています。またこれに加えて、音楽鑑賞教室や演劇鑑賞教室、美術館と連携した美術鑑賞教育など、幅広い文化芸術に関する教育の推進に取り組んでまいります。さらに平成29年度からは、児童の豊かな情操を育むことを目的に、小学校6年生を対象とした演劇鑑賞教室「こころの劇場」を実施するなど、文化芸術に関する取組みの充実を図っています。

No.	質問要旨	回答要旨
24	子ども自身に、子どもの権利条約について教えると良いのではないかと。支援を受けるだけという気持ちを逆転するとともに、自分で解決できないときは周りを頼ってよいことを教えるとよいと思う。	E 子どもの権利条約については、区で採択した中学校の社会科公民的分野の教科用図書の中でも紹介されており、生きる権利や守られる権利、参加する権利など主な権利について学ぶことができるようになっています。また、各学校では、子どもたちに主体的に課題を解決する力を育成することはもちろん、スクールカウンセラーや相談先を紹介し、自分で解決できないときは、子どもたちが気兼ねなく相談できるようにしています。
25	小・中学生フォーラムなどで、放課後の居場所や遊ぶ場所について、子どもたち自身が話し合う機会を設けてほしい。落合第四小地区には児童館がないため、中学生を含め子どもたちの居場所がない。子どもたち自身が計画づくりに関わられるよう、今回の計画に盛り込んでほしい。	C 小・中学生フォーラムのテーマは、子どもたちが自由に選んで実施しています。区からテーマを直接提案することはしておりませんが、子どもたちから、放課後の過ごし方をテーマとして引き出せるような工夫を検討します。
26	子どもの人権教育の推進について、どのように取り組むのか。子どもの権利条約について、日本では大人にも子どもにも知られていないが、どのように進めていくのか。	F 学校では、人権尊重の意義について内容を正しく理解し、まず自分の大切さを認め、他人の大切さを認めていけるように教育を進めています。都が作成した人権教育に関する冊子を教員に配布し、研修などを行うとともに、毎年、人権教育推進校を指定して取り組んだ実践等を各学校に周知し、人権尊重の意義等について子どもに正しく伝えられるようになっています。あわせて、オリンピック・パラリンピック開催に向けて、多様性と調和を掲げ、障害者理解の推進としては障害者スポーツの体験、国際理解の推進としては英語キャンプやALTによる英語教育など、様々な取組みを通じて、人権や多様性を認める教育を推進しています。子どもの権利条約については、区で採択した中学校の社会科公民的分野の教科用図書の中でも、生きる権利や守られる権利、参加する権利など主な権利について学んでいます。
27	昨今話題となっているLGBTについても、子どもが偏見を持たないように、新宿ならではの計画がつけられると思うので、計画に盛り込んでもらいたい。	B LGBTへの理解については、人権教育の一環としてテーマに掲げ、学校等において推進しています。加えて、区の男女共同参画推進計画では、あらゆる性別の人が社会で暮らしやすくという視点で詳しく盛り込んでいます。本計画では、子どもたちの豊かな心を育てるという視点から記載しています。
28	ニュースで9歳の子どもが意見を表明するよう様子を見た。地域の子どもたちに自分たちは大切にされているという意識を持ってほしい。決して虐待されることはないし、仲間外れやいじめに遭うことはないのだと、子どもの心にしっかり根付かせていかねばならない。僕がいじめにあう理由はないと子ども自身が胸を張って言えば心豊かになる。区の人が学校を一校でも訪れて、そうした話をすれば、子どもたちは目を輝かせて話を聞くのではないかと。区役所の施策から一歩踏み出すようなことができないのか。	C 子どもがしっかりと意見を表明できる地域社会づくりを推進することは重要です。子ども総合センターでは、虐待の対応として様々な相談をいつでも受けてアドバイスや対応する体制をとっています。相談が来るのを待っているだけではなく、アウトリーチ的に様々な機会を捉えて、子どもたちに伝えていく姿勢は非常に大切な事と認識しています。また、児童館では以前から、子どもが自分の気持ちを周りに伝えてよいと実感してもらえるよう、児童館の遊具の使い方など、定期的に子ども会議を開催しています。会議に参加し、意見が具現化される機会を通じて、子どもたちに意見を言えるようになってほしいと考えています。小さな成功体験を積み重ね、日々自分たちの気持ちを話せるような取組みをしています。
29	児童相談所の設置が延期になったが、それまでの間に子どもを虐待から守る施策として、具体的に区で取り組んでいくことはあるのか。	F 児童虐待の予防に力を入れています。育児に関する不安を抱えた方の状況に応じて、子ども総合センター及び子ども家庭支援センターの相談員が家庭を訪問したりショートステイや産前・産後支援等のサービスの紹介や様々な助言を行っています。虐待への対応については、今後も地域の方々や関係機関、児童相談所と連携していきます。

No.	質問要旨	回答要旨
30	新たに区が所管する児童相談所に期待している。保護された子どもであるが、両親が病気の子どもや虐待された子どもなど、背景が違う子ども同士は別の部屋にした方がよい。また、相談する場所であって、子どもを預ける場所ではない。相談してよかったと思えるようにしてほしい。	D 児童を一時的に保護する施設には、居室以外にも病気の児童が静養するための部屋を設けており、児童を別々に保護する必要がある場合には適宜こうした部屋を活用していくとともに、他自治体の一時保護所との相互利用も検討していきます。子どもが居心地が良く過ごせる場所にできるよう、都と連携して直接子どもに対応する職員の研修を進めています。 また、気軽に相談でき相談してよかったと思っただけのように、児童相談に係る職員の質の向上を図っていきます。
31	虐待対応について詳しく知りたい。また、「障害児支援利用計画」とはどういう内容なのか。	F 虐待に関する具体的な事業としては、虐待などの相談が気軽にできる仕組みとネットワークの充実を図ります。今年6月には区内の4つの警察署と児童虐待の未然防止と早期発見に向け、これまで以上に連携を強化するため、情報共有に関する協定を締結しました。今後は、区民や子ども、保護者が相談しやすい環境を構築するため検討を重ねていきます。 また、児童相談所の整備に向け努力しており、令和3年4月の開設を予定していましたが、人材確保の観点から3年程度延期をしました。 障害児支援利用計画とは、指定障害児相談支援事業者の相談支援専門員が、障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）や障害福祉サービスの利用を希望する障害児のために、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、作成する総合的な支援計画です。
32	子どものいじめや虐待の問題はすぐには解決できない。何を問題と感じていて、どう取り組んでいくのかの説明がほしい。	F 虐待を未然に防いでいく仕組みの強化や早期発見・早期対応が課題だと考えています。そのため、相談しやすい仕組みの強化や関係機関の連携の充実に取り組んでいきます。本年6月には区内4警察署と「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有に関する協定」を締結し、より警察との連携を強化しています。 また、児童相談所の設置については、人材の育成・確保のため、当面の間延期することとしましたが、その間に専門性を持った職員の育成・確保を進めていきます。
33	今後小学校に進学する子どもが増加するが、小学校は増えるのか。	F 乳幼児の人口増に伴い今後も児童が増える見込みであり、地域の子どもは地域で育て、通学時の子どもの安全を確保することとして、平成29年度に学校選択制度を廃止し、指定校変更制度で対応することとしました。新たな小学校を設置する予定はありませんが、今後3年程度の人口動態や学区の児童数を予測した上で普通教室の整備を進めており、児童の増加にも対応できる体制を整えています。特に四谷地区や牛込地区は子どもが増えているため、確実に対応できるように整備を進めていきます。
34	西新宿小学校も満杯状態になっている。今後5年程度は子どもの数が増えると思うが、小学校の確保はどうなっているのか。	F 普通教室については、今後3年程度の人口動態や学区の児童生徒数を予測した上で、児童の増加にも対応できる環境を整備しています。
35	配慮が必要な子どもを支援するためのスペースを確保することが難しい。そこまで考えて教室を整備しているのか。	F また、「まなびの教室」等個々の児童に合わせた教育の実施場所についても、学校の意見等を踏まえ、確保に努めています。
36	旧淀橋第二中学校の活用を期待してよいのか。活用できれば、部活動の充実や6年生までの学童クラブの受入れなども可能となるので、ぜひ活用を考えてほしい。	F 西新宿小学校については、今後の児童推移予測で、普通教室の確保は確実にできる状況と考えていますが、予測を上回り児童が増加した場合は、旧淀橋第二中学校校舎の活用により対応できると考えています。

No.	質問要旨	回答要旨
37	産休や体調不良等による先生方の代替え教員を見つけることがとても大変だったり、また外国にルーツを持つ子どものサポートが必要な学校もあり、教育現場の人手不足は全国的な問題であるが、やはり現場での苦労が多い。そのような現状と照らし、現場の実情と計画が離れているイメージがある。具体的に、質の高い学校教育の推進、確かな学力の確保というのは、具体的にどういうことを考えているのか。	F 変化の激しい時代を担う子どもたちは、社会において自立的に生きるため、自ら考える力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」のバランスのとれた「生きる力」を身につける必要があります。そのため、区立学校では、子ども一人ひとりの学力や学習の状況、心や体の状況など様々な課題を捉え、子どもたちの力を着実に伸ばす、質の高い教育の実現を目指しています。そのためにも、教員が子どもと向き合う時間を確保する必要があり、学校サポート体制の充実やICTを活用した教育の充実、創意工夫ある教育活動の推進等の具体的な取組みを実施していきます。今後も、現場の声を聞きながら進めていきます
38	区の出生率が上昇していて良かった。そうした中、就学後の子どもの数が増えており、学校は対応できるのか。地域的な偏りや、学校の質と収容量の確保についてどのように考えているのか。	F 今後3年程度の人口動態や学区の児童生徒数の予測により普通教室の整備を実施しています。各学校の空き教室やコンピューター室、会議室を普通教室に転用することで、現在の学校数で必要量を確保できると考えています。
39	駅前に大きなマンションが建ち、子どもの数が増えている。現状として学校の教室が足りなくなっていることはないのか。	F 現状では、全ての学校に必要な普通教室を確保しています。また、今後3年程度の人口動態や学区の児童生徒数を予測した上で、普通教室が足りない予想される場合は、空き教室やコンピューター室等を普通教室に転用するなど児童の増加に対応できる環境を整備しています。
40	学校の授業参観に何度も行ったことがあるのだが、学校の先生の考え方の幅が狭くなっていると感じた。考え方の幅が狭いと、色々な考えをもった子どもが授業で手を挙げづらいのではないかと思ったことがある。こういった状況について、区では関知していないのか。	F 各学校の授業については、校長や副校長が授業を観察し、課題があれば適宜指導・助言を行い、授業改善を進めています。また、教育委員会では定期的な学校訪問や第三者評価委員による学校訪問を実施し、授業の様子などを確認し授業改善に向けて指導・助言を行っています。 授業の中で、子どもの多様な考えを引き出し、学習内容を深めることができるよう、今後も引き続き取組みを進めていきます。
41	目標1「質の高い学校教育の推進」の中に、「地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実」とあるが、どのように充実しようと考えているのか。	F 学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくるとともに、チームとして子どもたちの成長に関わり、開かれた学校づくりの推進に取り組んでいます。 地域協働学校の活動を支援していくため、教育委員会では、地域協働学校の仕組みを周知するリーフレットを作成し、様々な機会に広く地域の方へ配付しています。また、具体的な地域協働学校の活動内容をご理解いただくため各学校の活動をまとめた事例集を作成し、区のホームページ等で周知しています。さらには、各学校の地域協働学校運営協議会に職員を派遣したり、協議会の委員の方を対象とした研修を実施することで、活動の充実を図る支援を行っています。今後は、教育委員会では各学校からのニーズを取りまとめ、事業者団体等へも呼びかけることで、地域協働学校に対する支援の輪を広げていきます。
42	地域協働学校は、学校と地域がこれまで連携してきた取組みを継続してできるようなシステムだと考えていた。例えば校長先生が変わったとしても、事業が継続されるものだと考えていた。しかし、校長先生が変わると変わってしまうことが分かり、非常に残念である。四谷地区は先進的だというお話があったが、校長先生が変わり、校長先生の思いが強くなってきたが故に、地域と離れていってしまっている現状がある。	D 貴重なご意見をいただきありがとうございます。 地域協働学校が、地域に根ざした教育活動を継続していくためには、地域の皆様のご意見を理解・尊重しながら、活動を進めていくことが大切です。校長に人事異動があった際は、地域との関係構築に時間がかかる場合もあると認識していますが、教員の人事異動によらず、地域協働学校で積み重ねてきたこれまでの活動が継続し、さらに発展していくことが大切であると認識しています。教育委員会では今後も引き続き、各地域協働学校運営協議会へ職員を派遣し、情報提供や助言などにより支援してまいります。

No.	質問要旨	回答要旨
43	地域協働学校は、地域の方々が学校に入ること、多様な教育を行っていくという目的もあるが、学校の児童・生徒が地域に入ることによって地域を活性化させるという目的もあると聞いている。まだ始めたばかりであると思うが、学校にある程度の権限を渡していくとともに、教育委員会もよりよい支援を行うことによって当初の2つの目的を目指すことで、学校も地域もより活気づくのではないのか。	D 地域協働学校では、地域住民や保護者等により構成される地域協働学校運営協議会（以下、「協議会」といいます。）が、学校の経営方針の話し合いや学習支援活動の企画・運営、学校運営状況の評価を行うなど、地域の方々が活動に参加することで、教育内容の充実を図っています。現在、一部の学校では、子どもたちが地域協働学校の活動に参加したり、中学生生徒会が協議会に参加するなど、児童・生徒も地域協働学校の取組みを通して地域と交流する機会を設けています。また、地域の方との「防災マップ」の作成や、地域の事業所への職場訪問・体験、オリンピック・パラリンピック教育の一環での生徒会企画のポッチャ大会など、様々な取組みが展開されています。今後、教育委員会では、各学校の主体性を尊重しながら、活動の更なる充実により学校及び地域の活性化を図るため、協議会の委員を対象とした研修会の実施や協議会への職員派遣により、様々な取組事例の共有に取り組んでまいります。
44	地域協働学校が進んでいる町田市では、地域コーディネーターが有償ボランティアとして活動しているらしいが、区ではどうか。活動を支える人が定着するように、有償にする方がよいと思う。	B 区では、学校と家庭と地域が連携して、児童・生徒の学習活動を支援できるよう、地域団体や地域の方との調整を担う「スクール・コーディネーター」を各校に1名ずつ配置しています。スクール・コーディネーターは区の非常勤職員であり、条例に定める報酬が支払われています。
45	小学校ではADHDなどの子どもが普通にいる。その子どもたちを認めない、排除するというのではないが、症状が激しく授業が成り立っていない様子を授業参観で見たことがある。専門の先生を投入する、担任以外も対応するなどうまくやらないといけない。一般の子どもは学力低下につながることを心配している。裕福な人は区外の私立校に通うなど、教育格差につながらないようにしたい。地元の小中学校を卒業すると地元愛が生まれ、地域に根付き、将来のまちづくりにもつながる。地元を愛する人がいないと今後の新宿区が成り立たないと思う。	C 発達障害や情緒障害のある児童・生徒に対しては、学級内での教育を支援するために、特別支援教育推進員を配置しています。また、全区立小・中学校に「まなびの教室」を設置し、一人ひとりの障害の特性に応じた学習支援を行っています。現在、各区立の小・中学校では地域との連携を図りながら、創意工夫ある教育活動を行い、各学校の特色を活かしながら魅力ある学校づくりを進めています。今後も子どもや保護者に選択されるとともに、地域との交流を通して児童・生徒が地元新宿に愛着を感じることができるよう教育活動を推進していきます。
46	全国でも珍しい院内学級があるのは素晴らしいので、維持してほしい。	B 入院中であっても子どもの教育環境を確保するため、院内学級を設置し、小学校の他の学級との交流なども行っています。今後も入院中の子どもたちの教育を受ける権利を保障するため、院内学級の維持に努めてまいります。
47	養護学校について、中学校以降の高校やさらに上の障害者の学校も区内に作ってほしい。	E 現在、都における中学校以降の公立の教育機関は、国立と都立であり、住所地を要件とせず、入学先の選択が可能となっています。現時点で中学校以降の養護学校を開設する考えがありませんが、今後も進学先の選択においては丁寧な支援を行うとともに、新宿養護学校におけるきめ細かな教育や専門性の高い支援の充実に取り組んでまいります。
48	子どもが外で遊ぶことについて指導員がつくというのは中々難しいのは感じているが、千代田区の公園でボール遊びができるような取組み等、小さい子どもが公園で遊びやすくなる取組みを推進している。区では、既存の公園での遊びやすさを広げることにについて、どのように考えているのか。	D 区には小規模な公園が多く、他の公園利用者の安全性を確保するため、原則ボール遊びは禁止していますが、12か所の区立公園で球技ができるスポーツコーナーを設置しています。今後、それぞれの公園の特性、利用状況及び周辺住民の声を踏まえ、子どもたちが気持ちよく遊べる環境づくりを検討していきます。
49	子どもたちが体を思い切り動かして遊べる場所がない。子どもたちの遊びに対し、見守りをつけるなど、子どもたちがのびのびと健康的に安心して遊べる居場所づくりができればよいと感じた。区として想定し得る対応はこれまでやってこられたと考えているが、近隣の大学と協力するなど、これからは未来を見据えて大胆な施策を打ち出してもよいのではないのか。	E 大学との連携を含め、今後検討していきます。

No.	質問要旨	回答要旨
50	公園の具体的な整備について伺いたい。	F みどりの基本計画の方針に基づき、適地があれば用地確保を検討していきます。加えて、主な事業「みんなで考える身近な公園の整備」では、住民参加による公園整備に取り組んでいます。現在、この手法で整備した公園が14園あり、さらに、現在再整備計画作成中の公園が1園あります。 また、スポーツのできる公園としてバスケットボールやキャッチボールなどができる公園が12か所あります。
51	「未来を担う子どもたちが心身ともに豊かに育つために」では「心とからだの栄養素「遊び」」と書かれているが、区役所の仕事として、子どもの遊びをどのように捉えているのか聞きたい。 家の近くの公園は、あれもこれもしてはだめと掲示されている。子どものやりたい、遊びたいという気持ちをどんどん摘み取られていると感じる。区は、豊かな遊びをどのように考えているのか。	F 子ども総合センターの事業やプレイパークを挙げるほか、魅力ある公園づくりのため、地域の意見を聞きながら整備する旨を記載しています。取組みの方向や主な事業では、未来の地域活動の担い手の育成にも触れています。 公園のマナーボードですが、花火やボール遊びなどを禁止しているところがあります。まだ少ないですが、スポーツのできる公園もいくつかあります。
52	公園整備にあたっては区民や関係者に意見を聞きながら整備を行うとのことだが、以前、柏木で子どもたちの意見を取り入れて公園をつくったと聞いたことがある。公園は大人も子どもも含めてすべての人のものなので、子どもの意見も取り入れて、魅力ある公園にしてもらいたい。	B 公園の新設・再整備に当たってはワークショップなどを通じて、子どもから大人まで、様々な利用者の声を聞きながら整備を進めています。
53	文化芸術は人間性の育成においてとても重要であるが、区は文化芸術に関する取組みが弱い印象がある。	E 区では、「新宿区文化芸術振興基本条例」を平成22年4月1日に施行し、文化芸術振興の取組みを進めています。
54	幼稚園等の親子鑑賞会が実施されているものの、内容が芸術鑑賞に値しないだけでなく、鑑賞会では先生が子どもたちの間に入り静かに座っているよう強要するような現状となっており、劇を見たり劇場に行くことが子どもにとってトラウマになる可能性がある。乳幼児期に文化芸術の体験を目指すのであれば、年齢に応じた鑑賞の仕方や提供の仕方があるのではないか。文化芸術面を先進的に進めてほしい。	D 多くの親子が集まる鑑賞会のため、注意事項が多くなっています。ご指摘を参考にさせていただき、鑑賞会が子どもたちにとって芸術鑑賞の楽しさを感じる機会となるよう、工夫してまいります。
55	目標1の5にある「国際化社会で生きる力を育む」について、具体的な方向性を知りたい。肌や髪質など外見を理由に差別はいけないと理解できるような具体的な内容を盛り込んでほしい。	A 「多文化共生のまち新宿」の特性を生かし、子どもたちが国際的視野をもち、進んで国際親善に貢献できるようにしていくことが肝要であると考えています。 現在、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、子どもたちが自国や他国の伝統文化を理解することができるよう教育活動の充実を図っており、今後も大会後の状況を踏まえて活動を推進していく予定です。 これらに加え、各学校ではパラリンピック教育を通して障害者への理解を進めるとともに、人権教育プログラム（東京都教育委員会）を活用し、高齢者、外国人等様々な人権課題について、道徳の時間をはじめとする教育活動全体で人権教育を進め、他者を理解し思いやりの心が根付くようにしているところです。 なお、この人権教育の推進については、ご指摘を受け、計画25ページの現況に各学校の取組みとして追記します。
56	外国籍の子どもについて、区は多文化共生を掲げるのであれば、もっと言葉を理解させた上で学校に入れてほしい。中学校では先生の言葉を理解できない子どももいて、ボランティアが日本語を教え対応している。必要な技能を習得させてから受け入れるなど、多少厳しくしてもよいのではないのか。	E 学校における外国籍の子どもに関する教育については、児童・生徒の人権が損なわれることのないよう十分配慮する必要があります。 日本語指導が必要な児童・生徒に対しては、母語による日本語指導のほか、放課後を利用した日本語での学習支援、中学校3年生を対象とした進学支援等を行い、児童・生徒が日本語の授業を理解できるよう引き続き支援してまいります。

No.	質問要旨	回答要旨
57	p55の主な事業①-3について、目標がハイフンで示され、オリパラ後の実施は未定のためとの注釈がある。一方p73の経済的支援に関する主な事業の目標は、ハイフンで示されているのみだが、どういう違いがあるのか。全体的に、継続して実施すると書けばよいのではないか。	F 基本的には、令和6年度の目標を示していますが、区の実行計画に位置付けた事業などは、目標年度が異なる場合もあります。ハイフンの意味については、引き続き継続して実施するもの、事業の性質上目標を定められないものを指しています。なお、ご指摘の注釈は東京都の事業であり、継続が未定のためその旨を記載しました。

(4) 第2章 目標2「健やかな子育てを応援します」について

58	出産前に母親学級と両親学級に参加したが、出産前は産後のことまでなかなか意識が向かないので、参加者にママ同士のコミュニティづくりやファミリーサポートへの登録を働きかけるなど目的を追加してほしい。	B 母親学級・両親学級等においては、プログラムの中に、住所の近い人同士がグループになり産後もつながりがもてるよう、交流できる時間を設けています。ファミリーサポートなど保育サービスに関する情報については、出産後の準備として、妊娠届出時の面接で紹介しています。今後も産後の視点を大切にしながら、継続して実施していきます。
59	ネウボラのような妊娠から出産までの一貫した取り組みを検討しているのか。	F ゆりかご・しんじゅくの面談やすすく赤ちゃん訪問の際に、不安を抱えた妊婦や心配な家庭については、担当地域の子ども総合センター又は子ども家庭支援センターにつなぎ、相談員が家庭訪問等で、ショートステイや産前・産後支援等のサービス紹介や助言を行っています。
60	乳児家庭全戸訪問を受けて大変ありがたかった。産後1か月頃は不安定になりがちな時期で、この時期の家庭訪問を増やすと、子育て支援だけでなく虐待防止にも効果的ではないか。訪問回数を増やすなど事業の拡充について検討をお願いしたい。	B 区では、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行い、適切なサービス提供につなぐ「すすく赤ちゃん訪問」を行っています。出産後間もない時期は育児に対する不安や戸惑いが大きく、ホルモンバランス等の変化から、産後うつリスクが高い時期でもあり、児童虐待の防止の観点からも重要と考えています。家庭訪問は1回に限らず、必要と判断された方には保健師等が引き続き訪問しており、今後も必要な家庭に訪問できるよう、継続して実施していきます。

(5) 第2章 目標3「きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします」について

61	落合第四小地区には児童館がない。子どもたちは、学童クラブは小学3年生までのもので、小学4年生以上は子どもひろばに行くと認識している。児童館の設置を検討してもらいたい。	D 実態として学童クラブは小学校4年生以上も利用可能ですが、小学3年生までの子どもを多く受け入れているために、子どもたち自身にもそのような誤解が生じていると理解しています。今後は学童クラブに加え、子どもひろばをより利用しやすくするとともに、今後何ができるのかを検討します。
62	ファミリーサポート事業は、手続きの簡素化を検討してほしい。アナログなものが多く煩雑な印象がある。	D 子どもの安全を確保するためには、子どもと協力家庭の適切なマッチングのために、より多くの情報をもらいたいという考えがありますが、簡素化については、委託先である社会福祉協議会と協議していきます。
63	出産にあたり様々な支援を受けたが、情報量が多く内容が分かりにくい。シンプルで分かりやすい情報発信を期待する。産後は乳児を抱えて慣れない育児で精神的にも不安定になりがちで、そういう状況に配慮した情報発信を検討してほしい。母親学級などでアプリのダウンロードを呼びかけてはどうか。	D 「新宿はっぴー子育てガイド」は、年齢別に施策を掲載するなど工夫していますが、今後もより分かりやすくなるよう改善していきます。小中学生の子どもがいる家庭やひとり親家庭向けとして、それぞれコンパクトなパンフレットを作成し、必要とする施策や窓口を案内しています。また、産後の不安定な時期にも配慮した情報発信を心がけていきます。
64	区が提供するサービスを知らない、利用方法が分からない、利用する勇気がないという人々に対するマーケティングを行っているか。SNS等を利用した情報発信は検討しているか。	B 昨年度実施した新宿区次世代育成支援に関する調査で情報の収集を行いました。小学生保護者は学校を通じた連絡を希望し、中学生保護者はホームページや公式ツイッターを通じた連絡を希望する傾向があります。SNS等を活用した情報発信については、「しんじゅく子育て応援ナビ」というアプリで、登録された子どもの月齢に応じたサービス情報などを提供する仕組みになっています。
65	マーケティングの知見がある人材がボランティアなどで情報発信に関われる機会はあるか。	D ボランティアの活用など、情報発信の方法を考え、引き続き工夫していきます。
66	子育てアプリの利用者数と年間維持費を比べるとコストが悪いと思う。長野市がLINEを活用した双方向型のやり取りを検討していると聞いた。LINEは通知が届けば必ず開けて見るので、活用を検討してほしい。	D 先行自治体の事例を調査研究していきます。

No.	質問要旨	回答要旨
67	目標について、読み手に分かりやすいよう記載を統一してほしい。p.73の主な事業について、目標がハイフンで示されているが、継続して実施と記載してもよいのではないか。現行計画と同様ならばしかたがないが、そうでなければ変更してほしい。	A p.73の表現については現行計画と同様ですが、ご指摘のとおり、統一した表現にします。
68	貧困問題に向けた取組みに関して、少年刑務所の市民カウンセラーになぜ少年が非行に走るのか聞いたところ、個別の事情はあるが、主な理由として親の離婚や愛情不足は世界共通と言えるようだ。これらが原因ならば、区としての対応は困難ではないか。親に対して、離婚率の減少を図るなど、区だけではなく、国全体、東京都や文科省などと連携して取り組むしかないので、具体的に検討してもらいたい。また、現在の取組みや今後の方向性があれば教えてほしい。事象が起きた後ではなく、起きないようにするための対策を考えてもらいたい。	F 子どもの貧困や非行の問題について、家庭から様々な相談を受けています。経済的に困窮している家庭もあり、次世代育成支援協議会部会で区としてできることを検討してもらいました。区としてはすでに貧困対策に資する160の事業がありますが、支援を必要としている人に情報を伝えることが課題と考え、平成30年度より小中学校を通じて区の取組みに関するパンフレットを全児童生徒に配布を始めたところです。今後も分かりやすい情報発信も含めて、子どもの貧困対策を進めていきます。
69	新しく保育園が建つ際には、遊び場の確保をお願いしたい。中央公園にもたくさん子どもが集り、工事中のためぎゅうぎゅう詰めで遊んでいる。マンション内に保育園をつくっても、遊び場はなく、子どもが音を立てれば住民から苦情が出るという実態をきちんと考慮し、区でも動いてほしい。	F 公園を戸外の遊び場として使用している園が多く、公園が混雑している状況は認識しています。子どもの遊びに寄与するため、保育所を設置する民間事業者には園庭の確保をお願いしています。しかし、区内で園庭が確保できるような土地・物件は限られている状況です。園庭の代替措置としては、近隣の公園を代替遊戯場として指定した上で、屋上や施設内で水遊びができるスペースを確保する等、可能な限り、良好な保育環境の確保に努めています。
70	保育園の遊び場の確保について、ずっとお願いしているが、動いてくれているのか。	F 子どもの遊びに寄与するため、保育所を設置する民間事業者には園庭の確保をお願いしています。しかし、区内で園庭が確保できるような土地・物件は限られている状況です。園庭の代替措置としては、近隣の公園を代替遊戯場として指定した上で、屋上や施設内で水遊びができるスペースを確保する等、可能な限り、良好な保育環境の確保に努めています。既存園の対応としては、区立園の園庭を貸し出すほか、運動会の実施にあたっては区が調整して学校の校庭を借りるなど、遊び場の確保に努めています。
71	園内にスペースがあまりにもない。運動会の場所を借りられても、練習のための場所がなく、借りるにも新たな出費が必要となる。区内では場所が確保しづらいことがわかっているのなら、区が仲立ちや声掛けをしてほしい。園を運営する事業者は地域の事業者でない場合も多いので、新しく園をつくるときにはお願いしたい。	C 保育園は、地域に根差し運営されるべきであり、園の職員が地域の方々と良好な関係を築くなかで、遊び場などを借りることも、園が主体となって行うことが基本であると考えます。新しく民間の園ができるときにも、地域に働きかけるようお願いしています。しかし、必要であれば、地域を回るときに区職員が同行し、仲立ちすることも行ってきます。
72	土地がなく園庭のない保育園が多いが、それは地域の実情に合ったやり方なのか。また、子ども・子育て支援法の基本理念にある効率的とは、業者に頼んで都合のよいように進めていくことなのか。	F 子どもの遊びに寄与するため、保育所を設置する民間事業者には園庭の確保をお願いしています。しかし、区内で園庭が確保できるような土地・物件は限られている状況です。園庭の代替措置としては、近隣の公園を代替遊戯場として指定した上で、屋上や施設内で水遊びができるスペースを確保する等、可能な限り、良好な保育環境の確保に努めています。良好な保育環境を確保する観点から、区では事業者から提案された計画に不適切な点があれば、是正するよう指導しています。
73	保育所が増えていることはありがたいが、園庭がない保育所がある。園庭はどの程度あるのか。	F 認可上の園庭がある認可保育所・認定こども園は、区立園又は民営化した園を中心に、平成31年4月現在で76所中43所（分園を含む）です。子どもの遊びに寄与するため、保育所を設置する民間事業者には園庭の確保をお願いしています。しかし、区内で園庭が確保できるような土地・物件は限られている状況です。園庭の代替措置としては、近隣の公園を代替遊戯場として指定した上で、屋上や施設内で水遊びができるスペースを確保する等、可能な限り、良好な保育環境の確保に努めています。
74	週2日ほど仕事をしたいなど、子どもに合わせて仕事を調整したい親もいるので、保育園の入園要件を考えて欲しい。	F 現在ではフルタイムの就労でなくても入園できる状況になってきています。また、ご意見のような働き方に対応した定期利用保育も実施しています。

No.	質問要旨	回答要旨
75	厚生労働省の基準で38度以上の熱が出た翌日は、保育所は預かってくれないと聞いたことがある。子どもが発熱した日とその翌日も親は仕事を休まなければならない。祖父母に頼れない家庭やファミリーサポート事業を使えない家庭、ひとり親家庭は大変ではないか。	B 厚生労働省が発行している保育所における感染症対策ガイドラインの中で、24時間以内に38℃以上の熱が出た場合は、登園を控えるよう保護者に伝えるなどの対応が必要とされており、保育所はガイドラインに従った対応をしています。発熱後の子どもについては、病後児保育室で保育を行っており、区内には病後児保育室が4か所あります。事前登録が必要で、別途保育料がかかりますが、回復期に必要なに応じて利用していただきたいと思います。
76	先日の台風の際に、児童館や図書館は開設していたようだが、その必要はあったのか。また、民間委託の指導員に対する安全確保体制はどのようになっているのか。	F 学童クラブに出席予定者がいたため、開設しました。子どもは安全に関する情報を入手していない場合もあり、来館した児童もいました。委託事業者については、台風等の災害時も指導員が業務に従事できる体制を確保できることを確認したうえで、選定しています。
77	現行計画では、放課後の子どもの居場所として児童館の充実が挙げられていたが、今回の計画ではなくなっている。どんな中学生でも気軽に集まれる場所として、児童館は必要な場所なので、今回も記載してほしい。	C ハード面として、児童館の改修や増設はしないこと、児童館の部屋を学童クラブに振り分けている状況であるため、「児童館の充実」という文言は記載していません。しかし、児童館を減らすという意味では決してありません。
78	学童クラブと放課後子どもひろばの違いが分からない保護者が半数くらいいるが、違いを分かって選択してもらうことが重要である。区の説明と保護者の理解にギャップがあると思う。	C これら2つの違いについて、分かりづらいという声はいただいているため、より良い説明方法を考えていきます。
79	児童館の新規事業がストップしているのは残念。利用者にも心を開いてもらうには、通ってもらう必要があり、長く通ってもらう工夫がいる。	C 状況の変化に合わせ、児童館の事業も新しくしています。通ってもらえる仕組みを工夫し、地域の方にも協力していただきイベントを行っていきたくと考えます。
80	児童館の位置づけに関してあまり詳しく書かれていない。子どもひろばに力を入れ、学童クラブのスペースが拡充している。一方で、児童館のスペースが減っている。児童館を選んで遊びに来ている子どももいる。今後児童館はどのように位置づけられるのか。	F 児童館は出来るだけ現状を維持していきます。ただし、学童クラブの利用者が増えており、そのためのスペースを確保する必要があります。今後は、区有施設の有効活用や民間学童の力を活用するなどして学童クラブのニーズに対応しながら、児童館も維持していきます。
81	学童クラブの事業スペースの拡充のために、学校施設の利用について教育委員会と調整するということが、具体的にはどのように調整するのか。	F 毎年5月くらいに、次年度の利用意向を聞き、ニーズ量を推計した上で、教育委員会と小学校に相談して調整しています。
82	学童クラブの利用募集後に確保量が足りなくなった場合は、どうするのか。	F 利用意向調査と実際の募集人数の量に大きな乖離があるケースは少ないですが、今年度は年度当初の予算では足りなかったため、補正予算を計上して対応しました。
83	学童クラブでなく子どもひろばを利用したいと考えている。落合第四小のひろばは、非常に狭く、子どもたちも楽しくない、行きたくないと言っている。指導員も少なく見守りが中心で、一緒に遊んだり教えてもらえない状況である。子どもが楽しく安心して過ごせる場になるよう、親として協力できることはしたいと考えている。	D 落合第四小の子どもひろばについては、以前より同様の意見を伺っています。学校は教育の場であり、児童数が増えればスペースを確保できないこともあります。いままぐ拡張することはできませんが、引き続き検討していきます。
84	子ども自身の意見を聞いて一緒に居場所を作り上げていくような機会があれば関わりたいと思っている。	D 児童館や一部の子どもひろばでは、子ども会議を開き、各種行事や施設の使い方などを子どもたちが自主的に考える取組みもしています。このような取組みは、社会性や自主性を養うことにも寄与すると考え、落合第四小地区でもやっていきたいと考えています。
85	保育園は増設されているが、学童クラブや放課後子どもひろばの場所は限られており、満杯の状況である。配慮が必要な子どもも通っており、人員の追加は難しいかもしれないが、適切な人員配置となっているのか。	F 子どもひろばは、基本的に子どもたちの自主的な活動を支える場として、管理責任者や学びの責任者が複数名います。配慮を要する子どもがいる場合、委託事業者と相談の上、必要な人員の加配をして、安全に過ごせるような環境を整えています。
86	学童クラブや放課後子どもひろばの場所は限られており、満杯の状況である。新しく放課後子どもひろばを作ることはできないのか。	F 放課後子どもひろば事業については、既に全区立小学校で実施しているため、区立小学校の新設がなければ、新たに放課後子どもひろばの新設はありません。

No.	質問要旨	回答要旨
87 88	障害児のお子さんについての対応や子育て支援をどのように考えているのか。 【同意見ほか1件】	F 障害児への対応については、各保育園では2名ずつ障害児の枠を確保しています。また、個別配慮の必要な子どもには、非常勤職員の加配により丁寧な対応ができるようにしています。私立園でも同様の対応ができるよう人件費の財政支援を行っています。また、集団保育が難しい子どもには、居宅訪問型保育事業により対応しています。 また、区立の発達支援の事業所では、専門職員が保育園や幼稚園などを訪問して助言する保育所等訪問支援事業をしています。障害認定を受けた方へのサービス提供は、区立の事業所だけでは足りないため、障害者福祉課では民間事業所も紹介しています。まだまだ支援は必要と認識しています。また、昨今医療的ケアを必要とする子どものニーズが増えています。専門性を高めて安心して利用できる環境を整え、民間事業所にはバックアップし、区全体として対応をレベルアップしていきます。
89	宗教食について、保育園では代替食や除去食を提供してもらっていたが、小学校に進学すると対応してもらえなくなった。区は「小学校ごとの対応に委ねる」とし、一方で小学校は「区は宗教食に対応するか否かの方針はない」との回答であった。区は多文化共生を謳っており、様々な宗教状況があるので、今後は配慮してほしい。	D 宗教除去食は、アレルギー対応に準じて、可能な範囲で個別の対応を実施しているところですが、保護者のご理解を頂けるよう、除去食対応のルールや基準等ができるだけ明確化したガイドラインを作成し、ガイドラインに基づいた対応を実施してまいります。
90	宗教食の対応がアレルギー対応とも関連するとすれば、例えば何件未満のアレルギー対応であれば宗教食に対応するといったルールを作ってはどうか。	D
91	宗教食の件について、食育の観点からも食文化を知ることが大切で、子どもの学びの機会としてほしい。	B 各校では、オリンピック・パラリンピック教育の「世界ともだちプロジェクト」と関連させて、様々な国の食文化について給食を通して学ぶことができるようにしています。「世界ともだちプロジェクト」で選択した国や学校の状況を踏まえ、各校で様々な宗教と食文化についても学びを深めています。
92	区内は外国籍の保護者が増加している。子どもには教員等による支援があるが、親への支援はどこまでできているのか。慣習の違いから、行事ごとの持ち物の説明すら難しいと聞く。親に対する支援はその家庭の子どもにとっても大切だと思うので、今の支援の状況を教えてほしい。	F 外国籍保護者への支援は、地域での安定した生活を支援する上で、大切なことと考えています。学校教育においては、保護者会・個人面談への通訳派遣等の支援を行っています。また、NPO法人との連携により、学校から家庭への様々な連絡文書の翻訳も行っています。さらに、保育施設では、言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決して、子どもがよりよい園生活を送れるよう、日本語理解への支援、保護者面談時の通訳派遣などコミュニケーションの円滑化を図っています。
93	子育てしやすい環境づくりに向けて、事業者に対する意識啓発は分かるが、区民に対する意識啓発をどのように考えているか。子育ての期間は短いので、親にはワークライフバランスを取り入れてほしいと思っている。	B 男女共同参画情報誌やホームページを通じた意識啓発、男女共同参画の視点から講座等を通じた父親の育児参加の促進などの啓発を行っています。

(6) 第2章 目標4「安心できる子育て環境をつくります」について

94	子育てメッセについて、最初は参加団体は戸惑っていたが、今はつながりができ、区職員の顔も見えて良いため、もっと発展させてほしい。関心を持っている親子は多いため、もっと参加したくなるような仕組みを作してほしい。	E 子育てメッセでは、参加団体から区では思いつかないアイデアをいただき、感謝しています。しかし、会場の収容人数に限界がある中、参加者が年々増えており、更なる発展には会場の確保が課題と考えています。
----	---	---

No.	質問要旨	回答要旨
95	子育て世代が核家族化し孤立しており、一方で高齢者も孤立している。現在、地域の子どもと高齢者がふれあう活動をしているが、今の子どもたちは、親や先生以外の基本的に責任を負わない立場の大人とふれあう機会が少ないと思う。子どもにとっては色々な生き方を知る機会になり、高齢者にとっては子どもの良さや昔との違いなどを知る機会になる。多世代が子育てに協力できるようになるとよいと願っている。	B 児童館では、地域交流館の高齢の方などと、敬老の日や子どもの日に互いに交流するような取組みをしており、そうしたきっかけづくりは大事だと思っています。 計画にもあるとおり、落合三世代交流サロンのように、児童館で世代を超えた交流の場づくりをしている例もあります。 また、保育園や子ども園でも各園に最寄りの高齢者施設があれば、幼児クラスの子どもが訪問して、歌を披露するなどの取組みも行われています。世代間の交流は大切であり、今後も幅広い世代が出会い、交流し、支えあえるような場となる機会を確保していく取組みが必要です。
96	すでに新宿5丁目の地域交流館には、幼児が来て高齢者と接点を持っている。東京医大ともよい関係ができていいるなど、館長も地域との交流に熱心に取り組んでいる。	B 多世代交流は、子どもと高齢者双方にとって良いことです。子どもにとっては高齢者を労わる心が芽生え、思いやる心の醸成が図られます。今後も引き続き、多世代交流に取り組んでいきます。
97	子ども食堂について、子どもの居場所が必要とされており、共働きの親が多く、親子で参加している。普段親同士がゆっくり話す機会がないので、隣近所や同じ境遇の人と話している。活動に対して補助はいただいているが、持ち出しが多く、地域センターの使用料を無料にしてほしい。食事提供だけでなく、食後の遊び場として会議室なども利用しており費用がかかっている。	E 地域センターの利用料免除は、難しい状況ですが、区民の自主的な活動を、今後も活発に継続してもらえよう、引き続き対策を検討していきます。また、子ども未来基金を活用した助成を拡充してまいります。
98	計画素案には、児童と高齢者の交流について、複合型施設10所において交流事業を実施すると記載している。高齢者施設などが合築でない児童館についてはどう考えているか。旧中央図書館跡地に、児童施設と高齢者施設が一体となった施設をつくり交流すると聞いたが、今の状況を分かる範囲で教えてほしい。	F 多世代交流は、子どもと高齢者双方にとって良いことなので、地域交流館などの合築がない児童館でも積極的に取り組んでほしいと伝えています。ただ、近隣に高齢者が集う施設がなければ、安全確保の面からも、わざわざ電車に乗ってまで交流することは勧められません。また、旧中央図書館跡地については、保育園と介護施設が併設されている特性を活かして、交流を行っています。
99	区は、歌舞伎町や新宿二丁目など世界的にも特徴的なエリアを有している。以前よりは安全になったものの、子どもが怖いと思わずに安心して過ごせる環境をつくってほしい。	B 地区青少年育成委員会等による子どもの見守り活動、声かけや防犯パトロールなどでの地域の活動に加え、緊急避難場所である「ピーボ110ばんのいえ」を設置し、子どもたちの安全を町全体で見守る仕組みについて記載しています。
100	戸建ての空き家がどんどん増えている。空き家情報を導入して必要なときに園庭等として使えるようにしてほしい。地域で子どもを守るシステムを強くしてほしい。まとまった土地が出た場合などは、区が確保してもらいたい。	E 空き家や空き地を園庭として使用することは想定していませんが、保育所整備への活用を促すため、「保育所整備候補物件の募集及び情報提供事業」を行っており、土地・物件の所有者から候補地を募集し、区に登録している保育所運営事業者に情報提供することにより、認可保育所の整備を進めています。
101	ピーボ110ばんのいえのステッカーを貼っているお店の人が、そのことを忘れていたり、ステッカーが古くなっていることがある。普及も大切だが、その後のフォローも必要である。子どもが逃げて来た事例、その際の声掛けのしかたなど、ピーボ110ばんのいえの人に伝えれば自覚できる。定期的に便りなどを送ってもらえるとよいと思う。	B ピーボ110ばんのいえは毎年更新の確認を行っています。その際シールの再交付の要望等も確認し、保護マニュアルもお渡ししています。また、法人の場合は、アルバイトを含めた職員にも周知してほしい旨のお願いもしています。関係者連絡会では、過去の事例等について情報提供を行っています。
102	大津の事故は、区の子どもにとってどういう意味があったのか。保護者や保育士だけが気を付けるだけでなく、運転者や大人全般に働きかけをして、みんな子どもを守ろうという機運をつくるべきだ。計画には盛り込まれているのか。日本中どこでも起こり得ることだと思うが、区としてどういう対策を考えているのか。	F 区内では、90か所以上の保育施設があり、保育の一環として散歩を行っています。この事故を受け、各園において、散歩ルートにおける危険箇所をあらためて確認してもらいました。また、警察や道路管理者と協力し危険箇所への対策を講じる検討を始め、一部は既に講じられています。

No.	質問要旨	回答要旨
103	学校スクールサポーターの担当区域が広域であり、学校と地域と警察のパイプ役としての人的な不安を感じた。区と警察等との今後の連携の仕方について伺いたい。人員の加配等を含めて再考をお願いしたい。	D スクールサポーターは、退職した警察官等からなる非常勤職員で、警察署等に配置され、警察と学校・地域のパイプ役として児童等の安全確保対策に従事する人材です。区内の警察署では、現在5名のスクールサポーターが活動しており、担当する学校への訪問活動等により、区と連携し、校内における児童等の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動及び児童等の安全確保に関する助言を行っています。スクールサポーターの人員の加配につきましては、警察署に伝えてまいります。また、不審者情報等について、学校と警察との間で直接共有する体制をとるなど効果的な対応につながる取組みを行っています。今後も、区と学校、警察との連携により、子どもの安全確保等に努めていきます。
104	情報モラル教育の推進について、民間企業のカモ借りて授業を行っているようだが、大人が想像している以上に、子どもたちを取り巻く環境は刻々と変化している。内容を見るとのんびりとした映像であったので、もう少し緊急感をもって進めていただけるとよい。	D 情報モラル教育については、スマートフォンやSNSが子どもたちにも普及する中で、児童・生徒が自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにしていくことが重要であると考えています。 小・中学校では、講師を招き情報社会におけるインターネットの有用性ととも、その弊害についても、睡眠障害をはじめとした生活習慣上の問題やネット依存の予防など実例をもとにしながら、授業を実施しています。 ネット依存やゲーム依存などの実態や、子どもたちを取り巻く環境の変化も踏まえ、いただいたご意見を参考に、子どもたちが緊迫感をもって身近な問題として捉えることができるよう教材の内容については、今後も検討してまいります。 また、ネット依存やゲーム依存に関する取組は、各家庭による主体的な取組が大変重要なことから、依存に関わるリーフレットを作成するなど家庭への情報提供も行っています。今後も学校での教育活動や家庭への啓発により効果的な取組を実施してまいります。
105	区では路上喫煙を禁止しているが、保育園があるような小さな道路でも喫煙している人が多い。警察官が注意しないと喫煙はやめないとと思うが、撲滅するために踏み込んだ議論と施策を実行してほしい。	E 区では、区内全域で路上喫煙禁止パトロールを実施しています。保育園や幼稚園、学校の周辺などに加え、区民の方からの苦情が多い場所に重点的にパトロールを派遣しています。今後もこうしたパトロールを含め、効果的な指導や啓発を行ってまいります。
106	子どもの緊急避難場所「ピーポ110ばんのいえ」はどのあたりが普及したのか。私の地域ではそこまで進んでいるようには思えない。普及にあたっての今後の考え方を伺いたい。	F 「ピーポ110ばんのいえ」として、区内全体で約1,300件の協力者がいます。保護対応時のマニュアルを配布し、従業員でも対応できるようにお願いしています。本部の判断が必要なチェーン店に対しては、業界団体にもお願いし普及啓発に取り組んでいます。
107	子育て世帯の住環境について知りたい。	F 住環境については、新宿区次世代育成支援に関する調査の対象としていません。本調査は、父母との同居の状況や親の就労状況等、子どもにかかる家庭環境に着目し実施しました。

(7) 第3章「教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」について

108	「中央地域」という大雑把な区分ではなく、より細かい区分が必要ではないか。区として、今後認可保育所、こども園を増設する予定はあるか。	B 本計画では、区内を3地域に分けていますが、具体的に保育所の整備を検討する上では、より小さい区域での保育ニーズの状況や、近隣の他保育施設との位置関係、将来の就学前児童人口の見込み等を踏まえています。中央地域においては、令和3年度中に135名の保育定員を確保する計画となっています。今後も地域内の保育ニーズに対応できなくなることが明らかなる場合には、認可保育所を整備してまいります。
-----	---	--

No.	質問要旨	回答要旨
109	保育提供区域の設定について、東南地域がかなり広いので、なぜまとめてしまっているのを知りたい。	F 東南地域は、子育て世帯の入居が想定されるマンションの建設が進んだほか、今後、四谷・角筈地域において大規模な再開発事業が予定されています。「大規模な再開発事業等による子育て世帯の大幅増が見込まれる地域」として、人口の推移の傾向やそれに対する保育所整備の方針が同様のエリアによって構成しています。 本計画では、区内を3地域に分けていますが、具体的に保育所の整備を検討する上では、より小さい区域での保育ニーズの状況や、近隣の他保育施設との位置関係、将来の就学前児童人口の見込み等を踏まえています。
110	区域分けについて何うが、東南地域を広くまとめることで、数的な不足感をやわらかく見せる意図があるのではないか。	F 保育提供区域の設定は、一般的な保育所の登園範囲とは異なり、保育施設の整備方針を定めるものです。前計画において、地理的条件や交通事情等を踏まえた保育施設の利用状況、今後予定される大規模再開発や保育施設の整備状況を勘案し、隣接する3～4の特別出張所の所管地域を一つの提供区域としたものです。3つの区域の特性に大きな変化は無いため、本計画においても前計画と同一の区域設定として引き続き整備方針を定めて進めてきます。
111	地域子ども・子育て支援事業は「現状においても広域利用が行われ、区域設定の考え方になじまない」とあるが、延長保育や学童保育は基本的に区域を越えて利用することはない。現状を踏まえ、広域利用の視点ではなく地域ごとに見直すことが必要だ。	C 本計画では、便宜的に地域子ども・子育て支援事業として一括りにして表記しています。しかし、区全体で確保数が足りていれば良いと考えているわけではなく、事業や施設毎に状況を確認し、必要があれば、拡充等の対応をとっていきます。
112	保育の質を確保するため、区が条例で定める基準の詳細を記載してはどうか。	E 保育の質の確保に関する主な条例については、本計画の構成上、条例の名称のみを第3章の「1 子ども・子育て支援新制度の概要」に記載しています。保育サービスの充実と質の確保については、第2章の「目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします」に「保育の質の向上」として項目立てした上で記述をしています。
113	学童クラブの登録人数の増加理由として、「平成27年度から対象児童が小学6年生まで拡大された」ことが挙げられている。以前委員会で、この文言を削除してほしいと言ったが、なぜ記載されているのか。実際には、小学校4～6年生は定員オーバーで希望者が入れないことが多い。また、学年別の登録人数を載せないと読み取れる結果が少ないため、載せた方がよいのではないか。	B 児童数自体が増えたことを強調して記載しています。また、小学校4～6年生の登録人数も増えているため、当該の文言は残しています。
114	「新宿区次世代育成支援に関する調査」において、具体的にはどのようにニーズ量を調査したのか。	F 国の手引きに基づき、保護者の就労状況等をお尋ねする設問から、8つの家庭類型の分類を行い、新宿自治創造研究所試算の人口推計と、現在の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業等の利用状況や今後の利用希望をもとに、量の見込みを算出しています。この算出に用いる基礎データには幼児教育・保育の無償化による影響も含まれています。
115	待機児童数が、平成31年度に2人となっているが、隠れ待機児童について、区はどう把握しているか。厚労省でも隠れ待機児童の存在について示されているが、区としてはどう考えているか。	F 待機児童数については、国の定義に基づいて集計することとしています。平成31年4月1日現在で、国の定義で含めないでよいとされている児童数を含めると、88名になります。この中には、内定辞退の児童などが含まれている一方、認可保育所への入所を待機している児童がいることも認識しています。今後も各地域や利用者の状況を踏まえながら、より利用しやすい環境の整備を進めていきます。
116	幼稚園等の推移について、区全体では幼児教育無償化等を勘案してということだが、幼児教育への影響をどう考えているか。私立園は送迎があるため広域利用されているが、区立幼稚園やこども園は近隣からの通園が多い。柏木子ども園では定員が足りず、待機児童が発生していると聞いた。今後の柏木地域の幼稚園の推移について、どう考えるか。	F 今年の11月に区立幼稚園の令和2年度入園募集を行い、入園希望者数は減っています。ただし、年明けの区立幼稚園入園承認日(令和2年1月15日)や4月1日の入園者数の状況などを踏まえ、影響について検証を続ける必要があると考えています。 なお、令和2年1月1日現在の柏木子ども園の幼稚園機能部分には、待機児童は発生していません。

No.	質問要旨	回答要旨
117	学童クラブの確保数が増える計画だが、具体的にどのように確保するのか。ずっと学校の中ではなく、のびのびと色々な所に行けることが必要だと思う。	B 児童館では、学童クラブのスペースを優先的に増やしていきます。学校でも教室を使用させてもらっていますが、生徒数が増えているため難しい部分もあります。来年度、高齢者の在宅センター事業が終了するなど、空き場所が出る場合は積極的に活用したいと思います。民間学童クラブの誘致も検討していきます。
118	学童クラブの確保数と量の見込みについて、現状では1～3年生は、定員を超えて受け入れているが、資料に提示されている数は、現状のように定員を超えて受け入れる前提なのか、あるいは定員を拡大するのか確認したい。	F 現状3年生まで定員を超えて受け入れている実態と、過去の登録状況を踏まえニーズ量を推計しています。4年生以上についても定員を超えて受け入れられるよう、また一部地区の定員拡大を含めて、確保数を設定しています。
119	学童クラブについて、量の見込みを元に増やしていくと理解した。ただ小学4～6年生は、学童クラブに入れないと思い、最初から子どもひろばの方に申し込んでいる場合がある。4年生以上も学童クラブを利用したいと考えている保護者もいるので考えてほしい。	B 登録状況からニーズ量を推計すると素案の数値になります。昨年度より学童クラブの定員を拡大し、4～6年生の登録者数も増えており、受け入れています。ニーズ量は毎年度検討し、4～6年生の利用についても推移を把握し、必要な対応を実施します。
120	学童クラブの定員に対して登録者数が多い、今後の計画が知りたい。	F 児童館のスペースを学童クラブのスペースにしたり、放課後子どもひろばの整備や使わなくなった区施設を学童クラブにしています。さらに、民間の力の活用も考えながら対応していきます。
121	地域子ども・子育て支援事業の病児保育事業について、具体的な方向性、方策をお聞きしたい。	F 確保方策は、量の見込みを満たしていますが、インフルエンザ等の感染症が流行する時期には、定員が埋まって利用しづらいとの意見も伺っています。働き方の変化などの社会情勢も見ながら、必要に応じて、運用方法の工夫や施設整備について検討していきます。

(8) その他

122	もともと区は路上喫煙禁止ではあるが、計画の中にタバコの煙から子どもを守る旨の記載がなければ盛り込んでほしい。	E 新宿区健康づくり行動計画の中で受動喫煙防止対策を推進していることから、本計画での記載は予定していません。
123	計画素案のデータがホームページに掲載されたのが説明会当日の夜中の0時だった。区民と一緒に考えるのであれば、もっと広く読んでもらう必要がある。なぜ掲載が遅くなったのか。	D 地域説明会初日のために事前に資料を読みたい人にとっては、短い時間となってしまいました。今後は、余裕をもった日付とするように改善します。なお、説明会は居住地域に関わらずどこでもご参加いただけます。ご都合の良い会場にお越しいただき、引き続きご意見を頂戴したいと思います。
124	説明会の参加者が少なく問題があるのではないかと。土日開催している地域もあるようだが、この地域はたまたま平日の昼間となっている。共働き家庭は参加できず、幼稚園のお迎えの時間にも当たるので、開催日時の設定に問題があるのではないかと。	D 参加者数が少ないことについて、できるだけ多くの人に来ていただきたいと思い、地域ごとに様々な時間設定で説明会を実施しています。今後5年ごとに計画を見直す際には、開催時間を改善していきたいと考えます。
125	以前、次世代育成支援協議会で、区民アンケート調査の設問について、委員から提案があったが、国が示した調査票の文言を変えられないとの回答を聞いた。区民としては納得できないので、丁寧に説明してほしい。	F 昨年実施したアンケート調査では、事業量の見込みを立てるため、また、経年変化を比較するために、国の調査内容や設問を採用したものがああります。最終的には、国が示した項目以外の設問も加えて作成しました。
126	今日で地域説明会は最後と聞いたが、どの程度参加者がいたのか。	F これまで9か所で地域説明会を開催し、50名強の参加がありました。一か所あたりの参加者は少ないですが、区としては広報やツイッター、ホームページなど様々な方法で周知を図りました。また、子育て中の親から意見をいただけるよう、保育園でもチラシを配布し、開催日時については、土日や昼夜に設けるなど工夫しました。

この印刷物は、業務委託により 1,000 部印刷製本しています。その経費として 1 部あたり 200 円（税別）がかかっています。ただし、編集時の人件費等は含んでいません。

新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)令和 2 年度～令和 6 年度
(素案)に関する「パブリック・コメントの意見要旨と区の考え方」
「地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨」

印刷物作成番号

2019-13-3001

発行年月 令和 2 (2020) 年 3 月

編集・発行 新宿区子ども家庭部子ども家庭課

〒160-8484

新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号

電話 03 (5273) 4260

新宿区は、環境への負担を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。